

平成23年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第2号）

平成23年3月3日（木曜日）午前10時開議

第1 議案質疑

第2 常任委員会議案付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

追加日程 議案第35号、議案第36号直接審議（先議）

日程第2 常任委員会議案付託

出席議員（22名）

1番	大塚 祐 司	2番	飯 嶋 正 利
3番	宮 澤 芳 雄	4番	太 田 將 範
5番	伊 藤 保	6番	島 田 和 雄
7番	平 野 忠 作	8番	伊 藤 房 代
9番	林 七 巳	10番	向 後 悦 世
11番	景 山 岩三郎	12番	滑 川 公 英
13番	嶋 田 哲 純	14番	柴 田 徹 也
15番	木 内 欽 市	16番	佐久間 茂 樹
17番	日 下 昭 治	18番	林 俊 介
19番	嶋 田 茂 樹	20番	高 橋 利 彦
21番	林 正一郎	22番	林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	增 田 雅 男
教 育 長	彗 田 哲 雄	秘 書 広 報 課 長	米 本 壽 一
行 政 改 革 推 進 課 長	林 清 明	総 務 課 長	平 野 哲 也
企 画 課 長	神 原 房 雄	財 政 課 長	加 瀬 正 彦
税 務 課 長	堀 川 茂 博	市 民 課 長	石 井 繁
環 境 課 長	浪 川 敏 夫	保 険 年 金 課 長	花 香 寛 源
健 康 管 理 課 長	石 毛 健 一	社 会 福 祉 課 長	在 田 豊
子 育 て 支 援 課 長	林 芳 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	渡 辺 輝 明
商 工 観 光 課 長	横 山 秀 喜	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	北 村 豪 輔	都 市 整 備 課 長	伊 藤 恒 男
下 水 道 課 長	佐 藤 邦 雄	会 計 管 理 者	高 山 重 幸
消 防 長	佐 藤 清 和	水 道 課 長	小 長 谷 博
病 院 事 務 部 長	渡 辺 清 一	病 院 経 理 課 長	鈴 木 清 武
国 民 宿 舎 支 配 人	增 田 富 雄	庶 務 課 長	加 瀬 寿 一
学 校 教 育 課 長	平 野 一 男	生 涯 学 習 課 長	野 口 國 男
国 体 推 進 室 長	高 野 晃 雄	監 査 委 員 会 長	平 野 修 司
農 業 委 員 会 長	伊 藤 浩		

事務局職員出席者

事 務 局 長 堀 江 通 洋 事 務 局 次 長 向 後 嘉 弘

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（林 一哉） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第36号までの36議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 平成23年旭市一般会計について若干質疑させていただきたいと思えます。

まず、収入でちょっとお聞きしたいなと思うのがございますけれども、市税に関するものでございますけれども、22年度予算いわゆる本年度予算と比較して、調定額で若干減っているかなと思うんですけれども、その辺の要因と言いましょか、多分経済的なものなのかなと思えますけれども、その辺のものと、併せまして市税においては普通徴収、特別徴収があるかと思えますけれども、それらの割合、それと徴収率が昨年よりちょっと上がっているんですか、95.40。去年よりはいいんですか。その辺のものを、もし差があればその辺も含めてお願いしたいと思えます。

（発言する人あり）

○17番（日下昭治） 今、市民税ですから、あとはページでいきます。

あと支出のほうで伺いたいんですけれども……

○議長（林 一哉） 日下議員、ちょっと通告順に従って質疑をお願いします。

○17番（日下昭治） 今、若干収入のほうは触れていませんでしたけれども、いろいろ支出

に関係する部分がありますので、できれば説明をお願いしたいということで。

あと支出、46ページにいきます。46ページの一般管理費は、昨年の予算書と違いまして、説明欄になりますけれども、今年度は総務事務費のほうへ入っているのは庁舎警備委託料だとか電話交換設備委託料ですか、その辺2点ありますけれども、受付業務の関係もございませけれども、昨年は庁舎管理費のほうに入っていたものが今年度そうでなくして、総務事務費に入っているんですけれども、何かあって変えたのかなと思うんですけれども、その辺もし変わった意味があれば、それをお願いしたいと思います。

それと土地等の借上料、使用料及び賃借料になりますけれども、土地等借上料、建物借上料、これつどいの広場と建物のほうは分けてあるのかなと思いますけれども金額が減っておるわけでございますけれども、これらの契約期日をお願いしたいと思います。多分変わっているということは、今年度は契約されるのかなと思いますけれども、その辺を含めてお願いしたいと思います。

続きまして、70ページになりますけれども、説明欄4、緊急雇用創出防犯灯管理台帳作成事業、今まであったんですけれども、この辺で1,000万円もかけて管理台帳を作る必要はあるのかなと、その辺をお願いしたいと思います。

次に73ページ、一番最後になります負担金補助及び交付金の中で納税貯蓄組合連合会運営補助金50万円、次のページになりまして納税組合事務費交付金が148万1,000円組まれておりますけれども、納税組合というのは今存在しているから支出されると思うんですけれども、どういった形で支出されなければならないのか、あるいはまた組織がどういう組織になっているのかをお願いしたいと思います。

次に95ページになります。国民年金関係職員給与費、国民年金は国でもう既にやっであるんですけれども、これだけ4人必要な要因というのはあろうかと思えます。その説明。

次に、飛びまして138ページになります。廃棄物運搬業務委託料の内訳をお願いしたいと思います。

ごめんなさい、ちょっと一番最初に戻っていただきたいと思えますけれども46ページ、今廃棄物で気がついたんですけれども、46ページにも廃棄物収集運搬業務委託料というのが47万円ほど組まれているんですね。それは総務事務費の中に組まれているわけですが、その辺はどういうものなのか、戻りますけれども、それも含めてお願いしたいと思います。

次に、230ページになります。飯岡中学校改築事業7,776万1,000円、設計・監理委託料になるわけですが、その設計については実施設計だと思えますけれども、これは補正と

も関係することもあるんですけども、補正で減額補正されているわけでございますけれども、その設計の内容、実施設計だろうと思いますけれども、その辺を含めて説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） それでは、ちょっと通告がございませんでしたけれども、市税の徴収状況の中で普通徴収と特別徴収というご質問ですけれども、普通徴収と特別徴収ということになりますと個人市税ということになりますので、割合といたしましては、21年度では普通徴収が52%、それから給与特別徴収が41.3%、参考までに20年度を申し上げますと、20年は普通徴収が59.4%、それから給与特別徴収が40.6%ということで、年々普通徴収が減る傾向にあります。特別徴収については、若干増えている状況にあります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、私のほうから予算書46ページになります。

13節の委託料、これは去年と変わっているのではないかとということでご指摘ございますけれども、確かに変わっております。この関係は、次の48ページの庁舎管理費というところに従来、この庁舎警備委託料、電話交換設備あるいは廃棄物等があったわけですけれども、これは来年4月から事務の組み替えといいますか、組織の見直しと一緒に事務の見直しということでやまして、来年の4月から所管替えをしたいということで考えております。

48ページの庁舎管理費のほうは、従来総務課でやっていたんですけれども、これを管財班、財政課のほうになるんですけれども、そちらで土地とか財産を管理していますので、そちらのほうにしましょうということで、全体的には庁舎管理費を財政課で管理する、しかし、その中の受付業務ですとか電話交換、そういった部分については総務課に残すということで、今回組み替えをしたということでひとつご理解をいただきたいと思います。

それで、46ページに戻りますけれども、46ページの13節委託料の中の一番下にございます廃棄物収集運搬業務委託料、収集運搬業務委託料という名前にはなっておりますけれども、これは、総務課のほうで各公共施設の中に旧来の古いPCBが使われたコンデンサーとかトランス、そういったものが保管してあったわけですけれども、これが場所によりまして、これは平成22年に海匠整備センターのほうで公共施設の一斉調査をやったんですが、その中で

市内で3か所ほど、やはりもう少し嚴重に管理したほうが良いという指摘がございました。それは旭市の保健センター、それから青年の家、共和小学校、この3か所分、もっとほかにもいっぱいあるんですけども、指摘されたのはこの3か所、もうちょっと嚴重に囲うといえますか、処理をしていただきたいということで指摘がありましたので、それを専門の業者に、ボックスに囲ってもらって所定の場所へ管理する、それを委託するための費用でございます。3か所分でございます。

それから、次に同じ46ページの14節の使用料及び賃借料ということで、ここの部分も若干移し替え予算はいたしております。その中で土地の借上料と建物借上料ということでございます。契約の内容はということでございますが、土地の借上料1,105万7,000円、これにつきましては金額は同じでございますが、契約期間は一応10年ということで、平成14年から平成24年までということになっております。契約の相手方、面積等は一切同じでございます。ですから、24年3月までは、取りあえずこの金額で同じだということでございます。

それから建物のほうでございますけれども、これはご指摘のとおり南分館ということで2階をつどの広場、下を会議室で借りているわけですが、これは21年4月から契約を新たにしております。21年4月から23年3月までの2年契約、その後は1年ずつ自動継続という形になっておりまして、金額的には、これも同じでございます。これは分けた関係でちょっと金額が違ったように見えるかもしれませんが、金額もこの契約そのものは219万9,000円ということで変わっておりません。

それから3点目でございますけれども、今度は70ページになります。70ページの説明欄の4番の緊急雇用創出防犯灯管理台帳作成事業、委託料で、やはり1,070万4,000円ということで、これは必要なかというようなお話でございました。これにつきましては防犯灯の管理ということで、これまで旧1市3町それぞれやってきたわけですが、そういった一括した管理するための台帳が整備されておりました。こういったことから、住民からいろいろな新規設置要望あるいは修繕等があった場合に迅速に対応するというのがなかなかできないといえますか、迅速な対応ができない状況にあったということが一つございます。現状はどうやっているのかということになりますけれども、現状は、問い合わせがあった場合に動態図鑑で調べたり、それから東電に照会して電柱を聞いたり等いろいろやっているわけなんですけれども、こういったものを22年度末で防犯灯が4,770灯くらいになります。かなりの数になります。こういったものはやはり一括管理して、電子データ化してコンピュータで管理することによって迅速な対応を図っていけるだろうということで、緊急雇用創出の事

業が対象になるという財源もございますし、それでこういった形で整備をするということで予定をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 私のほうから、通告のございました73ページの2項2目の収税事務費の中の19節、納税貯蓄組合連合会運営補助金ということについて、まず回答させていただきたいと思います。

納税貯蓄組合及び旭市納税貯蓄組合連合会は、納税貯蓄組合法の規定により設置された組織でございます。しかし、納税貯蓄組合は年々減少傾向にあり、平成22年4月現在の組合数は87組合で、組合員数が4,064人となっております。この組合員によって旭市納税貯蓄組合連合会が組織され、規約も制定されております。

連合会の目的は、規約第4条で、各組合の指導・育成及び税務関係機関等相互の緊密な連携を図り、総合的發展に資することを目的と規定しております。具体的な事業につきましては、規約第5条で、納税思想の普及、組合の普及及び指導育成、税務当局と金融機関との連絡、優良組合及び優良納税者の表彰、講演会、講習会、研修会等の開催、税務、経理、経営及び納税貯蓄組合に関し指導及び啓発、その他本会の運営に必要な事項と規定して事業活動を行っているところでございます。

このような活動を通じまして、納税貯蓄組合加入者の納税に対する意識は高く、平成21年度の納付率は全体の収納率に対して2.5ポイント高くなっております。結果として補助金が効果的に使用されていると考えております。また、国におきましても啓蒙活動を中心に納税貯蓄組合の育成に取り組んでおります。

参考までに近隣の状況でございますけれども、銚子市につきましては納税貯蓄組合連合会はございません。それから匝瑳市304組合、連合会への補助金がやはり交付されております。

それから、次の74ページになりますけれども、納税組合事務費交付金148万1,000円ですけれども、この内容につきましては、個々の納税貯蓄組合に対しまして、1組合に対して7,000円、それから件数別ということで納税通知書数に対しまして、1通につき150円ということで148万1,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、国民年金事務の関係についてお答えいたします。

95ページでございます。まず、業務内容でございますけれども、国民年金法で第1号被保険者・任意加入被保険者の資格に関する届けの受理・報告、給付裁定請求書の受理・審査、保険料免除に関する申請の受理・審査等が法定受託事務として市に義務付けられているところでございます。また、協力連携事務としては、法定受託事務に付随する事務や相談等について実施しておりまして、国民年金制度の普及推進活動も含まれているところでございます。

それと4人分の予算ということですが、この内容については窓口職員として3名でございます。それと保険年金課に主幹1人管理職としておりますけれども、その主幹の分が1名計上されているところで、それで4名の計上ということですが、

それと国民年金保険料の徴収については、確かに市は直接行っておりませんが、機会をとらえては個々に応じた説明をして、納付率向上につなげ、市民の将来の年金受給確保に努めているところでございます。

さらに、佐原年金事務所の電話がつながりにくいとか、年金事務所所在地が遠方である、それから多くの人が国民年金に対して猜疑心を抱いている、さらに、たび重なる制度改正によりまして内容も煩雑化していることなどによりまして、相談件数も非常に多く、内容もさまざま複雑なケースも多々ございます。特に障害者年金申請などの場合、1人当たりの対応が多く時間を要しているところでございます。

以上のような状況で現事務従事者数の配置については必要と考えているところでございます。

また、専従従事者の人件費、事務費、これは事務費交付金の対象として国から交付されているところでございます。

窓口においては、本人の理解が得られるように親切、丁寧、迅速、正確を常々心がけて職員が対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私のほうからは138ページの委託料のうち廃棄物収集運搬業務委託料のお尋ねに対してお答え申し上げます。

委託料のうち廃棄物収集運搬業務委託料4,483万5,000円は、平成22年度予算額8,196万2,000円と比較しまして3,712万7,000円の減額となっております。これにつきましては、平成22年度から3年間の長期継続契約を目的に平成22年3月10日、見積もり合わせを執行した結果によるものでございまして、平成24年度までは同額となるもので、平成22年度予算額は、

余った分は執行残となる予定でございます。

なお、収集コースにつきましては4コース、9台で回収をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは230ページ、飯岡中学校改築事業の設計・監理委託料の内容ということでございます。この設計・監理委託料7,776万1,000円の内容につきましては、校舎、屋内運動場、屋外施設等の実施設計費で4,941万1,000円を、また開発行為許可申請等につきまして2,835万円、この開発許可申請等の業務委託を分けますと、開発行為許可申請等で1,814万4,000円、農振除外申請で453万6,000円、農地転用申請で567万円をそれぞれ見込んだものでございます。

それと補正の減額に関連するというお話がありましたので、若干その点を説明したいと思います。

補正につきましては、22年度当初4,100万円の予算でございました。それにつきまして、当初は予算を組んだ時点、飯岡中の基本設計と開発行為業務が若干できるのではないかと、それで4,100万円の予算を組んでございます。それについて、結果といたしまして執行したのは基本設計分、それと耐力度調査を行っております。つきましては、開発行為の関係は、本年度はまだ時期尚早とやらなかった、それと基本設計等の執行残で3,963万7,000円を減額する補正の内容です。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） では、何点か再度お聞きしたいと思います。

まず、収税事務費の関係になりますけれども、納税貯蓄組合連合会、そういったものは市内全域にはないと思うんですけれども、私は旧海上ですけれども、海上地区には、もう早く廃止してしまってたわけなんですけれども、ほかの状況としてはどうなんでしょうか。海上はないのは分かっていますけれども、ほか1市2町についてはどうなっているのか、その辺併せてお願いしたいと思います。

それと95ページの保険年金の関係でございましてけれども、確かそういった事務が必要なのは今説明のとおりでございましてけれども、この辺、国から出ていますという話ですけれども、出ているというのは、この1,000幾らですよ。国庫支出金、半分くらいしか出ていないわけですよ。そうすると、本来なら私はもう既に国の事務なのかなと思っていましたけれど

も、市でそういったものが必要だということなんでしょうけれども、その辺は、近隣も含めてそういった形で張り付いているんですか、その辺。それをお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 納税組合の関係でございますけれども、現在、すべての組合が旭地区にございます。言い換えますと旧旭だけで、そのほかには存在しないということになります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 近隣の状況はということでございますけれども、まずうちのほうの被保険者数は約1万5,000人くらいで、同じくらいの銚子市が1万3,150人ですけれども、そこでも同じ事務、窓口については3名おります。それから、香取市が兼務1人を含めて4名、匝瑳市も兼務1人を含めて3名で従事しているという状況でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） ではもう1点、納税組合連合会の関係でございますけれども、旧旭のみで、先ほど説明の中ではそれをもって徴収率がアップできるということですが、やはり必要であれば、今徴収率がアップできるということですので、旧3町にもそういったものを設けたらどうでしょうか。その辺やはりそれだけ徴収が上がるということであれば、やはり旧3町も必要だと思うんですね。しかし、旧3町にはなくてもそういう形で、恐らく旧旭のみがいいわけでないと思うんですね、全体を見たときに。むしろ3町のほうがいいのではないかと思うんですね、地区単位でやったときには。その辺を含めて、これは課長ではなく市長、今後の形としてはどうなんでしょうか。そこは旧旭だけを残しておく必要があるのか。それでよくなるものであれば、やはり旧3町にもそういったものが必要になるのではないかと思いますけれども。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 私のほうからは、冒頭申し上げましたように法律もございますし、納税組合そのものは法制化といいますか、法令の規定に基づくものであるということをご理解いただけていると思いますけれども、地区ごとで申しますと、議員おっしゃるとおり、私先ほど答弁申し上げましたように、旧旭にのみ存在しているということで、ほかの地区には

ないということで、逆にほかの地区にも納税組合を作ってはというお話ですけれども、一つの考え方であろうかと思えます。

ただ、やはり冒頭申し上げましたように、現在減る傾向にあります。近隣におきましても、隣の銚子市は存在しないと。匝瑳市につきましてはまだ304組合ございます。近隣の状況を見ながら、たしか前の納税組合ですと、全員完納しないと完納報償金が出ないと。その完納報償金が法律に違反するのではないかということで、急に県下納税貯蓄組合が減少していったと。ただ現在も県下では約半分ぐらい納税組合が存在しております。そういう中で、県下の状況あるいは近隣の状況、また徴収率にどれだけ効果を表すことができるか。当然納税貯蓄組合ができますと、予算書に計上のとおり負担もかかりますので、その辺を十分精査しながら近隣の状況も見据えながら、今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは質疑を行います。ほかの議員の皆さん方は予算書を見ても十分熟知しているからだと思いますが、私は愚鈍でございますのでなかなか理解できませんので、そういう中で皆さん方には簡単明瞭に、私が理解できるような答弁をお願いしたいと思います。

まず24ページ、国民年金事務費交付金、これは先ほど日下議員も質問しましたが、95ページと関連があるわけでございますが、この職員の業務内容について、また今、市町村は保険料を徴収していない中でどのような事務をということで先ほど答弁があったわけですが、今どのくらいの相談があるのか、その辺をお尋ねします。

次に36ページ、ふるさと市町村圏基金返還金についてであります。これは東総広域事務組合の基金の取り崩しなのかと思うわけですが、そうであれば、これは当時の1市3町で出資した金額全額なのか、また、今後のこの事業はどのようにするのかお尋ねします。

次に54ページ、委託料でございますが、市勢要覧、それから市民便利帳の作成であります。これの具体的な内容は、また職員で対応できないのかお尋ねします。

次に60ページ、総合計画策定支援業務委託料であります。この具体的な内容と職員での対応はできないのか。

次に、60ページのホームページ作成委託料についてであります。どのくらいの人が見ているのか、つまりアクセスしているのか、また具体的な内容は職員でできないのかお尋ねします。

それから62ページ、電子計算費3億1,000万円ほど組んでありますが、そういう中で各部門にもかなり予算が計上されていますが、市全体での予算はどのぐらいになるのかお尋ねします。

次に64ページ、委託料、コンサルタント業務委託料であります。具体的な内容と、また業務内容、また職員の電算の能力を知らない中でコンサルタントがどこまでコンサルできるのかについてお尋ねします。

次に64ページ、委託料の統合型地理情報システム共用データ作成業務委託料であります。この具体的な内容と、それから使用目的。

次に、68ページの市バス運営事業であります。今のバスの保有台数と、それからこの市バスの使用にかかわる申請件数、それに伴う利用回数、そういう中で公平を期するためにも補助金にしてはどうかと思うわけでございます。

それから74ページ、公図検索システム整備委託料、この現在のシステムはどのようになっているのか。そして、どのようなシステムにし、どのように利用するのか。検索システムとなれば、これは緊急雇用創出になっておりますが、業者に委託しなければならないわけでございまして、果たしてこれが緊急雇用創出として認められるのはなぜか。これが県の支出金と全く同額になっているわけです。そういう中でお尋ねします。

それから87ページ、地域福祉計画策定支援業務の委託料でございますが、具体的な内容と、これも職員で対応できないのか。

次に101ページ、緊急通報システム事業委託料、これについても具体的な業務内容と、それから対象者数、これについてお尋ねします。

それから106ページ、子ども手当給付事業、これは国の関連法案が通らない場合、これは児童手当となるのか、その予測。それと、これが例えば児童手当の場合は市の負担もありますが、子ども手当は増額分だけが国から出るのか、そういう中で市の負担は変わらないのか、この点についてお尋ねします。

それから143ページ、旭市雇用対策協議会補助金、これは何をしている団体か、業務内容とその場所、それから事業の実績についてお尋ねします。

それから211ページ、非常通信設備整備事業、これは防災対策無線が完了していると思うわけでございますが、そういう中で、この具体的な内容についてお尋ねします。

それから212ページ、災害時要援護者台帳整備委託料、この具体的な業務内容、またどのような台帳をつくるのか、それから要支援者とはどのような人か、また確認はどのようにす

るのか、以上お尋ねをします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、私のほうからは国民年金関係の相談件数ということで回答いたしたいと思います。

相談件数については、本庁、それから支所関係にも来ています。そのトータルで申し上げます。本年度1月末までで8,084件の来訪、それから電話相談があります。本庁分だけ抜き出しますと、来訪が4,644件、電話が1,719件でトータルしますと6,363件でございます。

ちなみに21年度はどうであったかといいますと、トータルで、来訪と電話相談で1万1,249件ございまして、そのうち本庁で8,493件相談を受けているものがございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 企画課長。

○企画課長（神原房雄） それでは、最初に歳入の36ページからお答えいたします。

ふるさと市町村圏基金の返還金でございます。東総地区ふるさと市町村圏基金の返還金につきましては、平成2年度、平成3年度におきまして、合併前の1市3町が出資した金額については合計で3億3,919万円でございます。

そのうち23年度につきましては、23年6月をもって運用期限が満了する債券がございます。そのうちから今回予算計上しました2億400万円の返還が予定されております。さらに24年度につきましては、24年6月に同じように満了する債券がございまして、そのうち1億3,519万円が返還の予定と。ですから、合わせて出資額合計3億3,919万円、全額が返還されるという予定でございます。

その場合に、今後の事業をどうするのかという東広での事業でございますけれども、現在、事務組合につきましては、ふるさと市町村圏事業としまして職員共同研修事業、中学生海外派遣研修事業、それから銚子連絡道路の整備促進事業の3事業で実施しております。今後につきましては、市町村圏事務組合の事業としてふるさと市町村圏基金のうち返還を要しない千葉県の出資分、それが約8,900万円ございます。その出資分を運用しながら引き続き事業を実施していくと聞いております。

続きまして、今度は歳入になります。歳入の60ページ、総合計画策定事業の支援業務委託料についてのご質問でございます。

具体的な内容、それと職員で作成できないのかという部分でございます。総合計画につき

ましては、ご存じのとおり本業務については総合計画の後期基本計画の策定支援業務として24年から28年までの後期基本計画、5年間の主要施策を定めると、そういうことで各課ヒアリング、その他施策の目標の設定を行っております。もちろん総合計画でございますので、審議会の意見等もまとめながら、それらを計画的に反映させた後期基本計画の策定を行うという部分でございます。

職員でという部分でございますけれども、これらの一連の業務につきましては、当然担当職員のもとで行われます。行われますけれども、職員にも困難な作業もかなり含まれております。一例を挙げますと、人口推計を行う場合にはコーホート要因法というものをを用いながら、そういう部分については専門的な技術も必要になります。また、表やグラフの作成につきましても、効率的に行うためにはそのノウハウが必要になる。また、職員の人数、それから業務処理量についても限りがあるといった中で、時間短縮と民間の持つ豊富な経験、新たな視点からのアイデアとアドバイス、そういうものを受けながらコンサルタントに業務を委託するという部分でございます。

続いて、同じく60ページになります。ホームページの作成委託料についてのご質問でございます。アクセスの数はどれぐらいあるかという部分でございますが、旭市ホームページのアクセス数については、平成21年度で71万6,863件でございます。

これについても同じような質問で、職員でという部分でございますが、ホームページにつきましては現在、お知らせ、それからイベント等の更新作業については、各担当課の職員が行っております。各担当者はCMSというコンテンツマネジメントシステムというものを使ってホームページ更新をしています。このシステムを使うことで、パソコンにあまり詳しくない職員でも文章や写真だけの簡単なホームページを作成できるようになっております。

表やグラフにつきましては、複雑なページ等もございまして、こういった部分については編集ができませんので、そういったものの修正については業者に委託をしております。職員の操作研修、それからインターネットの世界という部分につきましては、技術革新のスピードが速いということから、新しい機能をホームページに取り入れる作業などについても委託をしているところでございます。

そのほかアクセシビリティ、これは障害者などが使いやすいページかどうかということですが、そういうことにも配慮しているかどうか、専門家の視点で確認をお願いして、修正する業務も含んでお願いしているところでございます。

続きまして62ページ、電子計算費でございます。62ページについては3億8,195万4,000円

の内容しかございません。確かに議員の指摘されるとおり、全体の部分というのはほかにもございます。

まず3億8,195万4,000円に内容でございますけれども、これについては税務、住民記録、国保、福祉、介護保険、健康管理を処理する住民情報系システムということで、住民情報を使う共通する事業という部分、それと文書管理、財務会計、職員の庶務を処理する内部事務のためのシステム、それから市役所の各施設の情報機器を接続するための広域情報ネットワーク、これら三部門に係る導入や保守のための予算というのが、この3億8,195万4,000円でございます。

ご質問のありました市全体で電算業務はどれぐらい金がかかるのかという部分でございますけれども、トータルで申し上げますと、平成23年度の当初予算の部分につきましては、4億8,558万3,000円という部分が電算に係るすべての経費という部分になります。これにつきましては、備品等も含めた部分でございます、直接電算に入れるべきかという部分も多少ございますけれども、集計した中においては、23年度当初予算においては総体の電算経費としては4億8,558万3,000円という部分でございます。

続いて64ページになります。委託料でコンサルタント業務委託料という部分でございます。このご質問につきましては、旭市内の内容があまり分からない中での業者の委託というご質問でございますけれども、このコンサルタント業務委託料796万円につきましては、情報技術に関するアドバイザー業務という部分で、主な内容としましては、本市の事務処理に対する情報化の提言、つまり本市のどの事務をどのようにコンピュータ化して情報化して効率化するかという部分、それによります経費の抑制、そういう部分のアドバイスと、情報化することによって経費の抑制という部分を含んだ中での部分、それから情報システムの開発及び保守業務に関する指導監督、それから情報システムの開発や保守に係る業者の見積もり価格が適正であるかどうかのそういった支援、調査という部分が主なものというふうになります。

情報化政策が高度化している現在では、本市の情報システムの最適化を推進していくためには適正なIT投資判断、最適化推進に関する技術かつ専門的な知識が必要になるというふうに考えております。そういった意味から、現行のITアドバイザー業者につきましては、本市の事務や設備の状況などを調査し、優れた分析能力によって本市の現状を把握していると思っております。また、幅広い情報収集能力によって本市に適切な情報提供を行っているというふうに理解しております。

最後になりますが、同じく64ページでございます。統合型地理情報システム共用データ作

成業務委託料の具体的な内容と使用目的という部分でございます。

委託の内容ですが、これは地理情報システム、いわゆるGISのデータの一つとして利用している航空写真を新しく撮り直すに当たり、撮影に係る業務を業者に委託するものでございます。具体的には、デジタル航空写真の撮影という部分が420万円、電子データの作成が450万円、その他経費という部分で894万6,000円という部分になります。これにつきましては、平成23年度におきまして都市整備課で実施する都市計画に関する基本調査の資料作成並びに税務課が実施する固定資産税の評価替えに活用するという部分でございます。

それともう一つ目的がございます。統合型地理情報システムという名前がついておりますので、そういう活用のほかに各課の共用のデータという部分で、どんなものに使うんだという部分だと思うんですけども、今までの使用について申し上げます、例えば地域防災マップを作成するときのものになる地図データ、そういうもの、それから津波ハザードマップの作成についてもやはり地図データという部分が必要になります。それから、例えば水道課の配水管網図の背景資料図に使用する、そういった各課の仕事の中、事業の中で必要な部分として、このものが使えるというものでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（米本壽一） 予算書54ページ、説明欄上段の13委託料、市勢要覧作成委託料、それと市民便利帳作成委託料についてお答えいたします。

はじめに具体的な内容についてです。市勢要覧は、市の施策や魅力をまとめた総合パンフレットとして2万3,000部作成するもので、市の情勢や現況を写真や図などを使い、分かりやすく、市民のみならず市外にも旭市を広くPRすることを目的とし、23年度に取材及び撮影を行い、翌年度に発行するものでございます。一方、市民便利帳ですけれども、行政のサービスや住民の負担、それから公共施設の案内など市民生活に必要な情報を提供することを目的に、同じく2万3,000部作成するものでございます。

なお、これは両方ともおおむね5年をめぐりにリニューアルすると、こういうものでございます。

次に、職員ではできないのかについてお答えします。

市勢要覧は、市民のみならず県内外の自治体や公共的団体、事業所、マスコミ関係などにも広く配布してございます。旭の知名度をより効果的にアップするために企画力というものを最も重要視しておりまして、取材、写真、文章構成、紙面のデザイン、編集レイアウトな

ど、それぞれの分野で多くの専門的なノウハウを持った業者の協力が必要であると判断して委託するものでございます。一方、市民便利帳についても、いつでも暮らしの便利な情報誌といたしまして利用していただけるようなそんなものでございまして、見やすさとか読みやすさ、分かりやすさなどを考慮しまして、効果的に表現することが重要でありまして、デザイン、レイアウト、そういったものを専門的ノウハウが必要であると判断しましたので、業者の協力を得て作成する、こういったものでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 議案の質疑は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、総務課のほうから何点かお答えを申し上げます。

予算書の68ページになります。

市バス運営事業の中でございまして、質問は、何台あるのかということと申請件数、利用件数、それから補助金にしてはということでございますけれども、まず、保有台数でございますけれども、市バスとしまして現在、40人乗りが1台、50人乗りが1台、2台保有をいたしております。

それから申請件数ですけれども、今年度で申し上げますと、まだ3月がありますけれども、今のところの予定まで含めまして466件の申請がございまして、ほぼ利用件数イコールなんですけれども、1件だけ却下したものがございまして、利用回数は465回ということになるかと思えます。

それから、これを補助金にしてはというお話がございましたけれども、バスの廃止関係なんですけれども、当面、今バスが使えますので、このバスが故障が多くなったということであれば、それを考えていかななくてはならないということで、当面は市バス要綱に基づきまして計画してまいりたいと考えます。バスが1台のほうは古うございますので、その辺が使え

なくなった場合に、また補助金等も検討してまいりたいということで考えております。

次に、予算書の211ページでございます。説明欄の3番の非常通信設備整備事業、この内容ということでございます。これは全協の中での主要事業の中でも簡単には説明させていただきましたけれども、この非常用の通信設備整備事業でございますけれども、これはこの前議員ご指摘のとおり防災行政無線、平成20年度と21年度で、いわゆる同報系という市から一方的に市民の皆さんにお知らせするという形でハンザマストがあつたり戸別受信機を家庭に配るということで実施しています。これに対しまして今回予算化したものにつきましては、大きな災害が発生した場合に、いわゆる一般電話ですとか携帯電話、そういったものが使えない状態が発生するであろうというもとに、そういった場合に災害対策本部等で連絡が困りますので、そういったときのために移動系無線ということで、これは簡単に言ってしまうとトランシーバーのようなもの、それから車で移動して使えるもの、それから半固定ということで、重立った公共施設、そういったところに整備するというものでございまして、同報系無線と同じように、これを契機にデジタル化というものに切り替えるという内容でございます。

それからもう1点、予算書の212ページでございます。緊急雇用創出災害時要援護者台帳作成事業、具体的な内容ということの中で、どのような内容なのか、それから要援護者はどのように確認するのか、あるいは要援護者とはどういう人をいうのかというご質問だと思います。

要援護者につきましては台帳、後で申し上げますけれども、いわゆる要援護者は災害のときなんかはどういう状態にあるのか、どう連絡するのか、どう避難するのかというのが基本になるわけですが、そういったもののためにこれを電子データ化しておいて、いざというときに役立てようというものでございます。これはコンピュータシステムとして作り上げるということでございます。

要援護者をどのように確認するのかということでございますけれども、現在、ある程度部分的に行政のほうで管理しているデータ、ひとり暮らしとかそういったものもあるわけですが、そういったものを全部合わせなくてはならないわけですが、これに民生委員さんですとか区長さんですとか、いろいろな関係団体の方々にご協力をいただきまして、各要援護者という世帯を1件ずつ訪問して、それらを基に台帳を作り上げるというものでございます。

ここでいう要援護者の定義でございますけれども、これは防災計画の中にもあるんですけ

れども、災害時の要援護者ということで具体的に申し上げますと、ここでは身体障害者の1・2級の手帳を交付されている方、それから介護保険の要介護3以上の判定を受けた者、それから知的障害、A判定の手帳をいただいている方、それから精神障害者、障害程度が1級という判定を受けている方、あるいは特定疾患治療研究事業の医療費助成を受けている方、それからひとり暮らしの65歳以上の高齢者、それから75歳以上の高齢者の世帯、こういったところが要援護者ということで予定をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 私のほうからは74ページの説明欄の3になりますけれども、緊急雇用創出固定資産公図データの整備事業、公図検索システムの整備委託料についてご説明申し上げます。

この事業につきましては、税務課で管理している公図を画像データ化して、パソコンで運用可能な検索システムを構築するものでございます。現在、公図は合併前の旧市町ごとに本庁・各支所のマップロッカー等に保管され、閲覧申請の際、必要とする地番の小字を調べ、索引簿によりその地番が記載されている公図ナンバーを調べ、その公図をマップロッカーにより取り出し閲覧に供しております。このシステムを構築することにより、地番を入力するだけで必要とする公図を素早く検索・表示することができ、印刷においても範囲指定や縮尺の変更も可能となります。

なお、法務局では公図につきましては既に電子データ化されております。

次に、議員おっしゃる千葉県緊急雇用創出事業等の臨時特例基金を活用することにより、全額県費の負担となっておりますが、これは国の雇用対策事業であり、県が基金を作って交付するものでございます。このようなことから、すべて県からの補助金となっております。積算の内容につきましては、公図の画像データ作成、10人掛ける100日の8,400円ということで840万円、それから公図地番データ作成ということで14人の100日の8,400円、日額8,400円でございますけれども、1,176万円ということで、これらにつきましては、人件費につきましては新規雇用の失業者の人件費ということで2,016万円、新規雇用の失業者人数としては24人と、このような内容で、さらに人件費の比率が全体事業費の2分の1以上になるため、3,953万2,000円のうち2,016万円が2分の1以上に達しておりますので、この事業に該当することとなります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、87ページの説明欄3の地域福祉計画の業務委託料の関係についてご答弁申し上げます。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定によりまして市町村が策定するものでございます。現在の計画につきましては、平成19年度から平成23年度までの5か年計画であり、平成24年度からの次期5か年計画を新年度に策定しようするものでございます。そのための業務委託料223万7,000円を計上させていただきました。

ご質問の委託料の内容ということでございますが、現計画の進捗と現状分析、そして策定委員会ほか関係団体、関係課とのヒアリングでの要望の聴取、国の制度改正等の方向性や県の支援計画及び市の総合計画との調整、素案の作成、計画書及び概要版の印刷製本とその成果品の納品まで、そこまで含んでございます。

また、ご質問の中での職員でできないかということでございますけれども、国の福祉に関する制度改正の方向性、これを的確に反映させていくということと県の福祉計画、市の総合計画などとの整合性の確保を図ること、そして地域の実情に即した計画としていくために、より専門的な立場からの助言、そしてまたコーディネートが必要と考えまして、業務委託料の予算計上とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 予算書101ページ、説明欄6の緊急通報体制等整備事業委託料についてお答えいたします。

この事業は、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯に緊急通報装置とペンダントを貸与し、日常生活における緊急時の通報等に資するものでございます。

委託料の835万2,000円は、1台月額3,000円で232台分を見込んだものでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうから予算書の106ページ、子ども手当給付事業につきまして、国の関連法案が通らなかった場合どうなるのか、それから市の負担は変わらないのかというご質問にお答えいたします。

子ども手当法が仮に通らなかった場合には、子ども手当の一部として残っている児童手当が復活するということとなりますので、当然のことながら、従前の児童手当に戻るという考

え方になります。

支給回数につきましては6月、10月、それから2月と年3回、これは同じなんですけれども、ただ児童手当になりますと所得制限がかかってくる、それから中学生が対象から除かれるといったようなことがありますので、そのためのシステム改修が当然必要になってまいります。

今、国も言っておりますけれども、システムを改修することによって3か月程度はかかるだろうということを見込んでおるようでございますので、仮にそうなったときにはシステム改修して、その後に児童手当を支給するという形になりますから、6月の児童手当の支給は非常に厳しい、恐らく間に合わなくなるのではないかなというふうに思っております。

それから市の負担でございますが、基本的には市の負担は2万円に増額するとか、子ども手当になったときに増額した部分はすべて国が持つということになっておりますから、市の負担は、どちらにしても大差はなくて、例えば21年度決算でいきますと、児童手当そのもので支給していたときには約5億円でした。そのときに市の一般財源が1億4,400万円程度、子ども手当になって、今回23年度予算要求させていただいております予算としては14億余りありますけれども、それでも市の一般財源としては1億4,700万円程度ということですので、市の持ち出しは変わらないということになると思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、私のほうから143ページ、一番下の行になります。

旭市雇用対策協議会の補助金の業務内容、協議会の場所、事業実績等についてというご質問でございます。

まず、どんな団体かというような質問でございますので、若干協議会のことに関しましてご説明したいと思います。

まず発足ですが、昭和45年発足で、現在41年経過しております、42年目がそろそろ終わるという時期でございます。

次に、業務内容及び事業実績というようなことですが、この協議会の規約第2条で目的がうたわれております。地域における雇用の創出と安定のため、企業相互の交流と関係機関との連携を強化し、勤労者の福利厚生の実と就労環境の向上を図り、もって旭市の産業発展に資することを目的とするというふうにされております。

具体的な事業実績としましては、まず雇用対策協議会のホームページを管理、運用してご

ございます。具体的には、参加企業者等の情報及び新年度の採用予定人数等が掲載されております。2点目としまして講習会を開催してございます。3点目としましては、永年勤続社員の表彰、それと福利厚生というような面からスポーツ大会や鑑賞会などの福利厚生の事業を実施しているところでございます。

協議会の場所というお尋ねですが、特にございません。事務局のほうは商工観光課が担当してございます。

会員の構成でございますが、市内企業、現在38社ということですが。ほかの構成メンバーとしましては、市内の中学校、高等学校及び技術専門校の代表者、それと商工会長及び商工会の工業部会長等から会員が構成されております。

補助金の算出根拠ということで、現在75万円の予算を組ませていただいておりますが、1社当たり1万5,000円掛ける企業数ということで、支出のほうは実績に応じて補助金のほうを支出させていただいております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは再質問します。

まず、24ページの国民年金の関係でございまして、22年度の相談件数が約8,000件あったということは、国民年金加入者の半分程度が相談しているということですね。果たしてこんなに相談するのか。それと同時に国からのこれに対する金が1,600万円ですか、それで市でその倍使っているわけですが、これはやはり国からこれをもらう関係でこういう人員配置に、実質はこの国民年金にかかわりなく、もらっている手前これだけの予算措置をしてあるのか。

それから、次に36ページのふるさと市町村圏基金の関係でございまして、結局先ほどの説明では、県の出資金、これはそのままにした中で多分この基金の分、国債か何か買ってあった中で、その国債の償還分を今回各構成市町村に基金を返還して、まだ期限の来ない部分はそのままにして、期限が来たら返還するということですね。そういう中で、ふるさと市町村圏というより東総広域ですか、これは一番の基本がなくなるということは必要ないということになってしまうというわけでございます。

それから54ページ、委託料、これは2万3,000部ずつ、市の戸数分だけ作るということでございますが、そうなりますと他から来た人には、数字的に配れなくなってしまうわけですね。それと同時にまたこういうものであれば、広報に載せても何でもいいと思うんですね。だいたいこういうものを配られると、ほとんど見ないで破棄してしまうというのが現状なん

ですよ。そういう中で無駄だと思います。

それから60ページ、総合計画、これは主要施策とか専門的な、それから民間のノウハウと言いますが、結局、もとは職員が作るわけでしょう。そして、特に一番市の実情を知っているのは市の職員なんですよね。それが業者に委託したでは、結局金太郎あめになっちゃうと思うんです。市の実態が入っていないと思うんですね。ですから、これは当然市の職員が作るべきだと私は思います。

それから、次に63ページのホームページの作成委託料、この数字で見ますと71万6,000ということで、かなりアクセスしているようですが、各担当もやっている、それから業者に頼むということは、果たして意味があるのかどうか。

それから62ページ、電子計算費、総体ではほかの予算に組んであるのを見ますと約4億8,500万円、まあ5億円かかっているわけですね。これは一般には人件費に相当するものなんですよ。それで、果たしてこの電算システム、職員がどれだけ使いこなしているか、私はこれは疑問だと思います。そういう中で、これからどういうふうにしていくのかお尋ねします。

それから64ページのコンサルタント、この電子計算にかかわるコンサル業務、事務処理の効率化のため、それから見積もりが適正化ということでございますが、毎年毎年これにかなりの金をかけた中で、果たして事務処理の効率化になっているのか。また見積もりの適正化ということでございますが、これはあくまでも業者ですね。そんな中で、この業者は当然それぞれのメーカーと連絡がとれると思うわけなんですよ。これが果たして見積もりの適正化になるのかどうか。

例えばAという業者とつながっていれば、その際にはこういうものがないですよと提案された場合、皆さん方はそれにさからえないでしょう。そういう場合、果たしてこれが見積もりの適正化になるのかどうか、その辺お尋ねします。

それから64ページ、航空写真などを撮った中で都市整備課または税務課で使うということでございますが、これは74ページの公図検索システム、これとも関連していると思うんですよ。二重のものではないかと思うんですが。地図データを作るということは。

それから68ページのバスの運営事業、申請件数と利用回数ほぼ同一、しかし、果たしてこういうことがあるのかどうか。結局1回申請を出しても、日にちが重なっていた場合には取り下げしてしまう人がいるのではないかと思うんですよ。ですからそういう際には、使った人はただで使える。しかし使わない人は全額実費負担になってしまうわけです。そのために

やはりこれは、将来は検討するというございですが、やはり公平を期すためには補助金制度、それが一番ベターだと思います。

それから74ページの公図検索システム、これは緊急雇用の中で果たしてこの委託料、こういう公図を作るのに人件費が2分の1以上であれば、この緊急雇用に利用できるということですが、じゃこの公図システムを作るときに、果たしてこの人が旭市にどれだけいるのか。職員ができないものを、なおさら私はできないと思うんですよ。そんな中で具体的にどういうふうに人を雇用して作っていくのか。

それから、あとは87ページの関係ですが、市町村が測定し、進捗状況、ヒアリングの要望、それから方向的確性、それから整合化と専門的立場ということのございですが、そうしますと、皆さん方が専門的な資格がないのかどうか。皆さん方がこの問題に対しての能力がないということになってしまうわけですね。それをどういうふうに考えているのか。

それから、101ページのシステム事業委託料、これはひとり暮らしのお年寄りの方々にペンダントの貸し出しをするということのございですが、これが果たしてシステム事業に委託料になるのかどうか。

それから、106ページの子ども手当につきましては分かりました。今までの児童手当に、増えた分だけ国から出るということですね。

それから旭市雇用対策協議会補助金、先ほどの説明では、現実には何もしていないということですね。だからそういう中で、この補助金等を含めてどういうふうにしていくのかお尋ねします。

それから、211ページの非常通信設備整備事業、これは災害時、移動型の無線等を導入するというございですが、その際果たしてこれを使いこなせる人がいるのか。また、これをどういうふうにするのか。そして、なぜ当初から導入しなかったのか。

それから、212ページの電子データ化をした中で身障者、それからひとり暮らし、この方々の台帳を作っていくということですが、台帳を作っても、その際どういうふうを活用していくのか。いくら電子データ化しても、電子データ化しただけで、その際にどういう連絡網でどういうふうにしていくのか、それがなければ何もならない。ただ金をかけて宝の持ちぐされになってしまうわけですよ。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） まず、24ページの国民年金の関係でございますけれども、まず相談件数、本年度8,084人と報告しました。これは確かに被保険者数からすると、相当な数だと思います。ただ、これはいろいろな面で何回も来たりする方もおりますので、件数的にはこれが実績だと認識しているものでございます。

それから、予算から比べると交付金は1,600万円で2分の1ということでございますけれども、これは人事との絡みがありますけれども、この交付金につきましては、例えば事務費交付金については基礎年金や福祉年金に係る経費で、被保険者数と福祉年金受給者数に基づいてくるもの、それから特別障害給付金事務費交付金とあるんですけれども、その事務処理に必要な経費、それから協力・連携については、協力・連携を行ったことに関しての事務に必要な経費として、こちらからの実績を報告します。そのもとに国のほうの算定でもって交付されるものであります。

○議長（林 一哉） 企画課長。

○企画課長（神原房雄） それでは、歳入のほうでございますけれども、ふるさと市町村圏の返還金は全額出資の分については返していただく、事業も東広のほうとしては基金がある、そのものを使って今までどおりの形は続けるという部分でありまして、必要がないという部分につきましては、東広については、少なくとも当分の間はその基金を活用して、今までどおり事業を実施するわけでございますので、またその後のことにつきましてはこの基金自体が、何か東広の議会があったときに質問があったようでございますけれども、もうどれぐらいその基金で事業ができるんだという部分については、10年以上できるというような回答をしたという部分もちよっと聞いておりますので、そういった中で今後どうしていくかという部分については検討もできるのかなというふうに思っています。今、必要がないというふうには考えておりません。

それから、今度は歳出に移るわけですが、総合計画、市の計画を作るわけで、内容を知っているのは職員が知っているんだから、当然職員が作ったほうがいいだろうという部分であります。確かに総合計画の基盤という基になる部分については、当然私どもがそれを作っていくわけでございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、ある程度時間がかかる、職員の数も、作るとした場合には今の通常の職員の数というものではちょっと足りないと、いろいろな部分があります。職員の人数、それから業務処理量という部分にも今の体制の部分では限りがあるわけですので、そういった部分については、やはり民間のそういうノウハウを活用するというのほうがいいのではないかなと、当然それによって経費も下がるとい

うふうに私は考えております。

それから、ホームページにつきましても71万6,000のアクセスがある。その部分についても職員がやったり業者がという部分で、これも職員ができないのかという部分だと思いますけれども、これについても、例えばイベントとかそういう部分についてはその担当課が、こういうイベントがありますよというものを出示します。それはもう入れられるんですけども、いろいろグラフですとか細かい部分もありますので、そういう部分については業者委託というものが、やはりいいのかなという部分であります。

それから電子計算費、約5億円もかかっているという部分でございますけれども、今のサービスを提供する中においては、やはり電子自治体という部分で電算がないと進めていけないという現状がございます。また、そのコンピュータ自体も前のように汎用機ではありませんので、今どんどん毎年変わっていく、日進月歩しているといういろいろな部分もございます。そういった中で、やはりどこの市町村でもそうですけれども、電算の活用という部分は当然必要になる。

ただ先ほどちょっとございましたけれども、うちのほうで所管している部分以外の部分でも、やはりいろいろな事情と申しますか、例えば国保であれば国保会計というものがあるので、予算自体がそちらにいつているとか、そのほかにも各課で直接単独で必要だという部分があつていつているという部分はございますけれども、それについても、全面的にうちのほう、企画のほうで情報管理班という班を持っていますので、その中で相談しながら進めていくと、少しでも経費を少なくしていこうという部分の中でしております。最終的には、各課にまたがっている電算業務についても最終的には企画のほうで一本的にできれば、さらに経費も削減できるのかなと、そういう部分に力を入れていきたいというふうに考えております。

それから、コンサルタント業務委託でありますけれども、これは毎年これだけの金をかけてやっていくのかという部分と見積もりの適正、これもコンサルも業者であるので、そういうものがつながつているというお話もございました。そういうお話でございますけれども、まず、毎年かけてやっていくのかという部分については、毎年やっていくという考えは今のところ持っておりません。

というのは、この電算についても平成17年7月に運用開始してから22年6月でまる5年ということで、富士通で実施したわけでございますけれども、その機械については、先ほど言いましたけれども、やはり時代の中で使えないという部分もございまして、新しい部分に変えていくという部分であります。今度、内田洋行というふうになるわけですがけれども、やは

りそこからもいろいろな市のサービスを電算化していく、情報化していくという部分においては、やはり専門家の意見という部分がなければ、やはり職員だけではそれを決めかねるといのは当然でございます。金額的に安かろう、悪かろうでも困るわけでございますので、ある程度そういうものが確立できる部分での業者選定という部分を考えた中においては、こういったコンサルタントというものは必要であるというふうに考えております。

これは本当に数字だけで言いますと、この数字でいいのかという部分もありますけれども、その状況によっていろいろ違うので数字は変わってくるんですが、17年から22年までの電算の総額という部分については15億2,765万2,000円、それと、年度ごとに法の改正によってまたプログラムを変えるという部分もありまして、その費用が6億5,000万円あります。そういう現行であった部分について、今度の新しいそういう電算、22年から27年という部分におきましては、そういった法制度の対応を含めて15億6,000万円という、一概にこの数字だけなのかというと非常に難しい部分もあるんですけれども、単純にいても6億円ぐらいの電算の費用が削減できたと、単純には言えませんが、そういう部分も言えるのかなというふうに、そういった意味でのコンサルの必要性、結果的にそれでいいという部分ではございませんけれども、そういう形も数字的には表れているというふうに考えております。

それから、統合型地理情報システムでございますけれども、これは税務課の74ページのシステムと同一ではないかという部分ですが、これは同一ではございません。先ほど言いましたけれども、こちらの部分については3年に一度の評価替えという部分で、3年に一度必ず飛行機を飛ばして、評価替えの事務をするために飛ばしていたわけですが、その部分ということでございます。

一番最初に説明したときに都市整備課という話をしました。ですから、課によって必要性があるんですけれども、うちのほうとしては少しでもこの経費を下げると、重複投資を下げるということの中で、多少基準日は違ってもそれが使えるようにということで、今回については都市整備課での必要性、税務課での必要性を一本化しまして、この1回飛行機を飛ばした中で両方の対応ができるようにやっていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（米本壽一） 予算書の54ページです。委託料、市勢要覧、市民便利帳、議員からは、作っても破棄され無駄ではないかというご質問でございます。ただ我々としてしましては、作るからには破棄されずに、無駄だと言われないよう市民自らがこれを外に向かってP

Rしてくれる、そういったものを作ることに努めたいと思いますので、どうかこのことはご理解をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、私のほうから68ページでございます。市バスの運営事業に関しまして、申請イコール、これは確かに申請書を出す段階は利用者も確定といいますか、空いているときに申請してもらおうということで、これ以外に電話の問い合わせ等はたくさんございます。ただ忙しい時期、夏ですとか、そういったところでは電話をかけて、もう入っちゃっていますというのは、もう申請書は出しませんので、そういった意味でほぼイコールということになるかと思えます。

それから今後のことでございますけれども、これは先ほど申し上げましたとおり、1台のバスが使用に耐えないような状況になれば、そのような形で検討してまいりたいということでおります。

それから2点目ですけれども、211ページでございます。非常用通信設備の関係でございます。これは20年、21年で防災行政無線で同報系というものを整備しました。そのときに一緒に併せてやらなかったかという意味だと思いますけれども、これは周波数も全く違いますし、また20年、21年は、そちらの大きなほうの整備が2年度でやっとといいますか、大きな事業だったということで、あえて移動系のほうは分けました。周波数等も違う、全く形体が違うということで、20、21年で同報系をやって、22年で設計をしまして、23年以降で整備というスケジュールにしたところでございます。

最初の質問、災害時にそれを使いこなせるのかという質問がございました。これは、先ほども申し上げましたようにトランシーバー型でございますので、これは容易に使えるのかなということで、これは旧来も各旧1市3町別々にこういうシステムを持っていました。ただ周波数は全部別でございましたので、今度は全部市内一つの周波数で、しかも旧来の市町るときには中継基地みたいなものが20局ぐらい必要だったんですけれども、今回は中央病院の屋上を借りるということで中継基地も1基で市内全域通ると。

これは災害時のために用意するんですけれども、ただ、ふだんも実際のマラソン大会ですとかいろいろなイベント、そういったときには交通整理、あるいはそういったものに使わせていただいているところでございます。

それから3点目でございますけれども、212ページになります。災害時の要援護者台帳作成業務の関係でございます。台帳を作って活用できるのかというお話でございます。これは

タイトルにもありますように災害時の要援護者の台帳という、災害時に要援護者をどのように避難させるかというのが主眼でございまして、これは一人ひとり個別に合った避難計画というものを台帳を作って管理するというので、これは内容的に細かくなってしまいますけれども、一人ひとり血液型ですとか、どこの医者に通っているとか、あるいは親戚はどこだとか電話番号とかそういったもの、もちろんこれは前提となるのは本人の承諾です。承諾を得ながらその台帳を作っていくということです。私は要らないよという人は、どうしてもという方はしょうがないですけれども、本来は災害については全員にやっていただきたいわけですけれども、そういったものを作って、本人の承諾のもとに、例えば警察とか消防とか市役所ですとか災害対策本部ですとか、関係者が使うのにはデータが個人データですから、個人情報になりますから、そういったものについては私は同意しますよと、そういう趣旨の同意書もいただいた上で活用していくということで、基本は災害時の対策ということで整備するものでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） それでは、74ページの委託料の関係でございますけれども、はじめに先ほど企画のほうから説明がございましたけれども、統合型地理情報システムとは全く異なります。議員ご承知のように、公図は公図というところとちょっと表現が悪いかも分かりませんが、登記所の公図と市の公図というものは一致するものでございまして、公図につきましては、現況とも違ったりとかということで、あくまでも実際ある紙公図、あるいはマイラー公図、それらを基にしまして電子データ化すると。現在ですと、先ほど言いましたようにいろいろ調べないと地番を検索できないわけですけれども、例えば今度は字地番とか、単純なこと、あらゆる方法で検索が可能となると、要するにスピードが速くなるということになります。

それから、次に失業者の特定というようなご質問でございましたけれども、この失業者かどうかということですが、うちのほうでは、税務課としてはあくまでもホームページに掲載して職安で募集すると。それから採用の順位につきましても、市内在住を優先すると、次に近隣在住を優先するというようなことで、厳密に失業者の選定を行うということになります。

それから、職員でもできるのではないかと、確かにできます。といいますのは、これは雇用対策事業でございますので、特に特別な知識や技術を要しない仕事、例えば公図ですと公

図をコピーしたり、あるいは公図と地番が一致しているかどうかとか、そういう比較的単純作業になりますので、失業者でも当然できる仕事ということになります。

このように失業者の方をお願いすることによって、全額が補助対象となるので、今回国の雇用対策事業として実施するというところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、地域福祉計画の関係で、職員のほうがより専門的であって、コンサルを使う必要はないのではないか、そしてまたコンサルを使うということであれば、職員に能力がないのかというお話ですが、決して職員に能力がないわけではございません。それで、今回220万円の委託料を計上させていただいておりますが、このうちの約4割程度については、これは成果品の印刷製本であると、残りの6割部分が純然たるコンサルの能力を活用した人件費分ということに考えておりまして、その130万円程度、それを要は無駄と見るか否かの問題になろうかと思いますが、職員は能力ございます。しかしながら、福祉全般にわたって、すべて100%完全に理解できているかということになれば、当然コンサルの部分で優れているところもあれば、コンサルが不足しているところもございますので、あくまでもコンサルとの共同作業という中で、これらは進めていくということになるわけでございます。

これは通常、課の職員配置というものは、これはどの課も同じなんです、通常の業務の中で人員の配置ということがなされておまして、例えば何年かに一遍とか、こういう単年度で集中して作業に当たらなければならないというような部分について、そのための職員を充てると、そういう人事配置にはなっておりませんので、あくまでも単年度の中で集中して誰か一人、それを朝から5時まで、ずっとその業務だけを集中してできるというそういう状況にもございませぬので、どうしてもコンサルの力をそういう部分ではお借りしながら、負担を少しでも軽くして、通常の業務に支障のないように、そういうようなことももちろんございます。そして、市の福祉に対する方向性、現況、そういうような部分は、当然市の職員からコンサルのほうへの的確に指示をさせていただいて計画策定に当たると。そしてまた契約に当たりまして、より経費が少ない、そういう状況をこれから検討していくということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 予算書101ページの緊急通報体制等整備事業の、こちらのほ

うが委託料になるのかというご質問にお答えいたします。

具体的な内容ですが、この委託内容は、委託業者のほうで貸与機器の設置及び維持管理のほうを行っているのが1点、それから委託業者のほうで設置しているコールセンターといいたいまいしょうか、電話の照会ができる24時間対応のセンターがございまして、こちらのほうで毎月定時の安否確認、これは健康状態等も含めましての照会、それから3点目で、これが一番大事なんですけども、緊急時の救急車の出動要請、それからご親族等への連絡、こういうものを委託しております。よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 143ページのほうの雇用対策協議会の補助金の関係ですが、結果的に何もしていないのではないかなというふうなご指摘ではございます。ただ先ほど申し上げましたように、できてから41年間経過してございまして、時代とともにその時々ニーズが非常に変わってきているのかなというふうに思います。

発足当時は非常に高度成長の中での、逆に企業側が雇用をどう確保していくかという時代、今は逆に雇用される側がどこに就職するかということで、いろいろなその時々時代のニーズが変わってきているという中でも、変わらず旭市内の会社が一堂に会して情報交換したり研修をしたりということで、魅力ある会社にお互いに切磋琢磨しながら成長していこうといったような動きの中で、市としてもそれなりに変わらずに応援していきたいなというふうに考えていますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 一哉） 高橋議員、再々質疑は結構時間がかかりそうですか。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 議案の質疑は途中ですが、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 5分

再開 午後 1時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） まず最初に、答弁を簡略にお願いしたいと思ひます。

それでは、まず60ページのホームページの件でございますが、先ほどグラフなんかは市では分からない、業者に頼まなくてはできないということでございますが、今、これだけコンピュータ等が充実している中で、業者だってやはりどこかから資料をとっていると思うんですよ。当然これはとれると思うんです。そういう中でやはりホームページ、旭市は旭市の特色のあるホームページを作って、みんなに利用してもらおうようにしていただきたいと思えます。

それから、62ページと64ページの件でございますが、電子計算費なども情報管理班が進めて行っているということでございますが、それならなぜ64ページ、コンサルタントを頼むのか。それと同時に、先ほどちょっと話がありましたが、今度はホストコンピュータが富士通から内田洋行に変わるということですね。普通であれば、このホストコンピュータというのは同じメーカーを使ったほうが、例えば5年のリース期間であれば、それを長く使えば、ぐっとコストが安くなると思うんです。そして、それに対する端末ですか、これは例えば富士通であっても、その下にはNECでも何でも使えるわけでしょう。使えると同時に、これはソフトを変えればできると思うんですよね。それがなぜ富士通から今度は内田洋行に変わらなければならないのか。これは当然ここでコンサルタントがかなりここに関与していると思うんですけれども。

それから、あと64ページの統合型地理情報システムですか、これは航空写真を撮ったり何なりということですが、これは当然74ページの公図検索システムですか、そういうことと関係していると思いますので、その辺やはり連携をとった中で、なるべく経費をかけない方法をとっていただきたいと思えます。

それから101ページ、緊急情報システムの件でございますが、そうしますと、この問題についてはペンダントの貸し出しから始まりまして、その後の管理運営も一切市では関与しないようになってしまうと思うんです。やはりこういうことは大事なことで、市がやはり関与してやるべきだと思います。

それから、あと143ページの雇用対策協議会補助金の件、これは納税組合の補助金の問題もありますが、やはりもう必要のなくなったものは、やはりその時代に合わせた対応をとっていくべきではないかと思えますが、どういうふうに考えているのか。

それから、211ページの非常通信設備の件でございますが、これは周波数が違うということでございますが、どういう意味合いなのか。

それから212ページ、災害時要援護者台帳整備の委託料、これはただ台帳を作って、先ほ

どの説明では、あとは作るだけでこれが活用できないように思うわけでございますが、その辺はどうなっているのか。それとこの台帳整備委託料になっているわけでございますが、この委託料というのは結局、先ほどどなたかの課長が、職員が足りないということでございますが、この委託料は全体でどのぐらいになっているのか。それからコンピュータの件は聞きましたが、委託料、それからコンピュータというのは、我々から見れば人件費に相当するものなんですよ。そういう中で取りあえず委託料の合計金額、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） 再々質問にお答えいたします。

まず、60ページのホームページ作成委託料でございますが、無駄があるという部分だと思います。もう削減するところがあるのかどうか勉強していきたいというふうに考えております。

それから電子計算費でございますが、富士通の現行システムをそのまま使っていったほうがいいのではないかという部分のお話がありました。そのほうがソフトを取り換えるとか、いろいろな面で費用もかからないのではないかというお話がありました。今回の住民情報系システムにつきましては、更新しましたのは税務、市民、国保、年金、福祉、介護保険、健康管理でございます。この分については、先ほどちょっと申し上げましたけれども、17年7月に運用を開始しまして、22年6月までの5か年を経過して、機器の保守部分部品の入手が困難という部分もあります。それから、平成23年度末に開発及び保守会社であります富士通が現行システムのサポートを終了するということから、新規システムの更新が必要になったという部分でございます。

当然こういう状況でありますので新しいシステムという部分で、昨年度、平成23年1月までに構築をし、平成23年4月からの運用開始に合わせるという部分で進めていたところでございます。その平成27年度末になります28年3月までの5年間の使用総額としては、10億3,412万2,000円を見積もってございます。

いろいろ経緯はあります。ちょっと申し上げますと、平成21年12月に指名型のプロポーザル方式によりまして製品の募集を行って、平成22年3月までに審査を進め、株式会社内田洋行の提案するアクロシティ住民情報系システムを基幹とする製品を選定したと。提案時の総事業費につきましては、リース料金を含め、先ほど申し上げました平成27年度末までの63か

月の部分については約7億8,000万円という部分でございました。実際の総支払額につきましては、この金額に旭市向けのカスタマイズ費用を、運用中に新法が施行された際の改修費用を加えたものでございます。

当然富士通から、こういうわけで内田洋行に変わったという部分については、住民情報システム更新検討委員会、副市長を委員長とした中での総務、財政、企画、税務、市民、保険年金課の課長において委員会を開いております。直接の募集に対しましては、応募は5社、富士通、NEC、日立、TKC、内田洋行がありまして、最終的には4社辞退ということになっております。主な辞退理由としましては、24年7月施行の住民基本台帳法の改正に向けた大規模なプログラム修正を必要とする市町村、または改正に併せてシステムを更新する市町村が多くて、新たな開発を引き受ける余裕がないというような理由だったというふうに聞いております。

その中でアクロシティは県内では東金市、山武市が平成22年度から運用しておりまして、平成20年1月現在で全国で65団体が採用されていると。そういうことの中で進めてきたという経過でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） それでは、公図検索システムの関係でございますけれども、先ほど私のほうで説明したんですけれども、ちょっとご理解が得られないということで、もうちょっと分かりやすく説明いたしますと、税務課には地番図と公図というのがございます。地番図というのは、昔の宝典のようなものでございます。それから、統合型地理情報システムの中に入っている地番の入ったものなんですけれども、私どもは都市整備のほうでGIS、航空写真に便宜上、地番図のようなものをかぶせたものが統合型地理情報システムと、こういうふうになっております。

したがいまして、公図の検索システムにつきましては、あくまでも公図と呼ばれるものは、法務局の公図、それから税務課の公図ということになります。

先ほど申し上げましたように、公図は明治以来作られたもので、紙公図が基となっております。現況とは一致するものではございません。したがいまして、64ページのシステムと、それから74ページの公図検索システムについては別のものであるということになります。よろしく願いいたします。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 緊急通報体制等整備事業の委託料において、管理運営に市のほうで関与していないではないかというご質問にお答えいたします。

関与の方法でございますが、まず申し込みのほうは市のほうが受け付けておりますし、それから中止とか廃止の場合の業者との連携のほうも市でやっております。あと定時の安否確認の場合、電話等で連絡がつかない場合は、職員がご自宅のほうを訪問しております。

さらに、今ひとり暮らしの高齢者等で協力の方が同じご高齢者の方で亡くなったりとか、そういう場合がございますので、その協力者の変更の場合には消防署等への関係機関への連絡等も市のほうからしております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 143ページ、雇用対策協議会の再々質問ということで、時代的に必要がなくなったものについては廃止すべきものではないかというようなご質問ですが、先ほど私申し上げましたのは、長い歴史を持っている中でそれぞれ時代背景が変わってきて、課題が変わってきているというような意味で申し上げました。時代に即さなくなっているという意味ではございません。今も企業間の情報交換のみならず、学校の代表者ですとかハローワークの所長さんですとか、そういったような方々と交流をすることによって情報交換等もいたしております。

この組織が仮になくなった場合ということになりますと、なかなか中小企業間での情報交換の場ですとかというのが少なくなったりするということもちょっと危惧されますし、育成というようなことも含めまして、市のほうでは継続してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、211ページの非常通信設備整備事業についての中で周波数が違うというのはどういうことかということでございます。

これは先ほどちょっと申し上げました旧1市3町、今アナログ方式で4つの周波数を持ってやっております。それはその地域ごとしか使えません。今回はそれを全部一周波にして統一をするわけです。その一周波にして、今同報系と違うという話をしたんですけれども、この同報系は、市民の皆様はこちらから一方的に流す無線でございます。移動系については、そういった部分的にやりとりを、双方向の通信をするためのもの。例えばこの周波数が同じですと、こうやってお互いにやりとりしてしゃべったら全部無線に入ってしまうですね。そ

ういうことで困るので周波数を変える。これは総務省の電波を管理する部局のほうに申請をして周波数をいただくということでございます。

それから、212ページの災害時要援護者台帳作成業務、台帳を作るだけで活用はということでございますけれども、これはやはり先ほど申したように、タイトルにもついておりますように、災害時のということで、もし災害が発生したときにそういった要援護者と言われる方の避難をどうするのかというのが重要になってくるということで個人個人の台帳、それから避難計画を作成して災害時に備えるというものでございまして、これを常時使うとかということにはならないかと思えます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 212ページの要援護の関係で委託費全体の金額というお話がございましたので、私のほうからお答え申し上げます。

23年度予算、委託費ということで計上しているものなんですけれども、15億6,000万円余りになっているかと思えます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 議案第2号について質疑をさせていただきたいと思えます。

この予算は、歳出に対して当然歳入ということになるろうかと思えます。一般会計であれば、歳入があつて必要経費ということになるろうかと思えますけれども、そのような形で今回、保険税の改正、当然第21号になるんですか、国と同じで予算が通っても関係法案が通らないと執行できないと。当然条例が通って初めて執行されるものでなければしょうがないわけですが、それらにつきまして、まず保険税が改正後において、今までと比較して見込める額だろうという想定だと思えますけれども、一番聞きたいのは診療費、要するに診療費がどのように上昇してきたのか。当然経費がかかるからこういうことだと思えますけれども、その辺のものをお願いしたいと思えます。

それと繰り入れがありますけれども、310ページですか、一般会計の繰り入れ、これだけ

見ると昨年は2億8,000万円ちょっと、本年度9億1,364万円ですか、かなりの額が変わっているようで、率も223%増ということでございますけれども、実際に22年度、何回か補正補正でもって繰り入れしてきていますので、実際差額というのは7,000ちょっとくらいしかないのではないかなと思うんです。補正後の金額と本年度の予算、9億幾らの繰り入れの差額というのは。そうしますと、当然今回大幅な税率改正があるわけでございます、やはりその辺一気に上がるということは大変市民に対して負担が大きいと。必要だから上げるということは分かるんですけども、その辺もう少し、例えば暫定的に1年でも2年でも繰り入れをもう少し入れるとか、一般会計からの繰り出しをすとか、その辺を考える必要があったのではないかなと思いますけれども、当然それがないからここに予算が立っているわけですけども、まだこれから修正すとか何とかという方法もあろうかと思いますが、その辺を含めて何か考えられる点がないかどうかお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、日下議員の質問にお答えしたいと思います。

まず給付費の関係の話がありました。給付費については、21年度、歳出の中で保険給付費の関係で言いますと、21年度は決算額で50億7,414万円ぐらいです。22年度当初は52億5,042万円を当初予算で組んだわけですけども、実際に1人当たりの医療費、これが非常に伸びております。20年度が1人当たりの医療費、これは一般と退職を合わせた関係ですけども、1人当たり19万6,818円ほどになります。21年度になりますと20万9,576円という非常に大きな伸びを示しました。22年度はというと、実際には当初予算で保険給付費52億5,000万円ほどの当初予算でしたけれども、決算見込みと申しますか、一応それが55億6,100万円くらい、決算ではそのくらいまで伸びるのではないかなとうちのほうでは見ております。これもやはり1人当たりの医療費、その辺のところ非常に伸びておりまして、こちらで算定した中では22年度の1人当たりの単価が、医療費は22万8,000円程度になるのではないかなと見込んでいるところです。

こういった20年度、21年度、22年度、非常に大きな医療費が伸びてきているわけでございます。当然23年度もその中で伸びを見ないといけないわけですけども、実際には20年、21年度あたりは基金繰入金、その他何とかやってきたわけですけども、22年度については基金も底をつき、一般会計から補正を含めて5億5,000万円ほどの繰り入れを願ったわけです。

23年度の予算の見積りに当たりましては、やはり歳出を見込んで、歳入とのバランスで

言いますと、やはり収入のほうが合いません。そういった中で今回、税の改正と繰入金については一般会計からは、その他繰り入れとして5億円願ったわけです。

それで、繰入金については、当初予算では9億1,346万6,000円あろうかと思います。その中には法定のルール分と言われるやつ、保険基盤安定の繰入金、それから職員給与費等繰入金、それから出産育児一時金に対する繰入金、それと財政安定化支援の繰入金、そういったものが多く、その他繰入金以外がルール分だということで認識しております。

その繰入金5億円に関しまして、本当は国保担当課としては繰り入れについては多いほど本当にありがたいわけですがけれども、しかしながら、一般会計の財源にも非常に限りがあるということがございます。いろいろな検討を重ねた結果が5億円の繰り入れということですので、ぜひともご理解願いたいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） では、それだけ1人当たりの医療費が上昇しているということは当然分かるわけですがけれども、恐らく近隣等も同様の上昇率等があるのかどうか、もし分かればその辺を含めてお願いしたいなと思います。

ただし県下はかなり1人当たりの診療費の差があるのは事実でございますので、その辺近隣でよろしいから分かれば、分からなければ後でまた資料として提供してもらえればいかなどと思います。

それと、繰り出しに対しては法定外が云々と言いますがけれども、やはり一般会計から繰り出すわけございまして、やはり一般会計で繰り出しがないということで、昨年までは確か財調があったわけですね。しかしそのときも、昨年は、20年度の決算においては財調がもう底をついて逆に不足していたというような現状でございましたので、当初から比較して5,900万円ほど補てんしなければ追いつかなかったわけですから、そういったもので途中専決で7,000万円、やりながらもそういう形なわけですので、当然そういったものはもう既に想定されるわけなんですよね、不足するというのは。でありますので、値上げするのも当然だと思います。特別会計からの基本から言いますとそうなると思いますけれども、やはり市民の負担というのはここへ来てかなり大きくなっているわけです。

やはり一般質問のほうでもちょっとは触れることがあろうかとは思いますが、合併の基本理念に外れていると。いわゆるサービスは高く、負担は低くということにまるっきり逆行してしまっているわけですので、その辺を含めて、市民に一気にかけないということの中で、

やはり少し暫定的に1年でも2年でも繰り出しをする必要があったのではないかなと思うんです、私は。そういうことの中で、繰り出しですので課長では無理だと思いますので、どうですか市長、まだ修正はきくと思いますので、その辺はもう少し繰り出しを考えてみるとか何とか方法はございませんか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 国保会計については、本当に皆さんに心配をかけているわけでありましてけれども、先ほども言いましたように、給付額が上がっているということはひとつ事実であります。それで昨年と同じくらい、7,000万円くらいしか繰り出しはしていないのではないかとというような部分でご質問もありました。

何回も何回も、これも担当課を含めまして検討しました、財政も含めて。今回、少しアップ額が多いのかもしれませんが、3年間やはり今回いじったら構わないというような部分はやっていきたいと、そんなように思いますので、来年度、再来年度も担当のほうから聞きますと、給付費はもっと伸びるのではないかと、そんなような中で、これは来年、再来年、毎年毎年アップをするようなことでは困るというような思いもありまして、今回はできるだけ3年間はいじらないような税率にしていきたいと、そんなような思いの中で検討したところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 来年アップしないようにということで、もうこれ国の基準まで来ちゃっているんですよね。国が変わらなければ、もう市は上げることができないですよね。そうではないですか、これ。そういうことではないんですか、最高限度額。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 限度額につきましては、これは、今国会では法案のほうが決まらないということになりますけれども、今回の条例とかそういうものには、改正案のほうには限度額のほうは規定してございません。多分予測をおっしゃっているかと思いますが、ただ限度額につきましては、一般的に限度額は国の基準に従って上げるのが一般的でございます。ただ順序として、限度額を先にやるか、それとも条例改正をやるかという手法としては2つあります。

ということで、今回の関係については、予算上は予測できますけれどもということでご理

解いただけますでしょうか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 議案第9号の国民宿舎事業会計予算について質疑を行いたいと思います。

この予算書を見た中で、資本的収入及び支出のことになるわけですが、企業債償還金返済分として、出資金として1,266万2,000円が組み込まれているわけですが、やはり本来の出資金という形でやる場合には、事業を運営するための預かり金だと思うんです。償還に充てる出資金というのは、どうも考えにくいんですよ、私ども。当然法人であれば、出資金は例えば消滅させるようなことがあると経営者の責任が問われるんですね、多分。そういうものをこういう組み方をすることがどうも理解できないんですけれども、その辺をどう考えた上での予算計上になっているのか、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） それでは、日下議員の出資金についてのご質問にお答えいたします。

地方公営企業法上、建設改良工事の財源として借り入れしました企業債の償還に充てるために、出資金でも補助金でも問題がないとされております。しかし、仮に補助金でいただいた場合ですけれども、特定収入とみなされるため、消費税の納付額が約50万円の増額になります。そのために税制上有利な出資金でいただくことにしたものでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 1点だけお聞きしたいと思います。

21ページ、先ほど1号議案のときにも若干お聞きしたわけですが、飯岡中学校改築事業設計業務委託料3,963万7,000円の減額でございます。そうしますと、執行額が136万円くらいになりますかね。そういった形の中で基本設計ができたものだということが理解してよろしいのかということが1点。

それと、中学校施設管理費で海上中の借地分の購入費ということでございますけれども、確かに旧海上町のときですけれども、いろいろな要因がありまして購入できなかったものがございます。それらがすべて今回この購入でもって処理できたものなのか、その辺を含めてお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、まず通告のあった1点のほう、基本設計はこの金額でできたのかという答えですが、現在、基本設計は3月25日末仕上がりに向けて進めております。我々が望むものができつつあります。納期までには基本設計が固まります。

それともう1点、同じ補正予算の中で海上中の用地購入のお話です。この用地につきましては、通告がございませんのでちょっと細かい部分がはっきり言えない数字等はあるかと思えます。

内容といたしましては、この用地でございますが、現在の海上中学校が建っている下の用地です。現物は借りていました用地、これは3人の方に借りております。当時、海上時代に用地買収を進める中で条件が折り合わなくて、やむを得ず17年4月1日から賃貸借契約を結んだ地権者3名が、まず経過としてはおりました。その3名ですが、それぞれ5年と10年と25年の賃貸借契約になっておりました。今回は5年の方お1人、その部分の用地購入をするものでございます。

まず、それでよろしいでしょうか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） そうしますと、また用地のほうの関係でございますけれども、面積をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 失礼しました。面積は1,021平方メートルでございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第10号の15ページですが、庁舎整備基金積立金、これについてお尋ねしますが、まず約5億円の積み立てですが、この根拠についてはどういう根拠で5億円にしたのか。

それから、今までの年度ごとの積立金とこの5億円を積み立てた時点での積立金の合計はどうなるのか。また、事業を含め積立額をどのように考えているのか。

そして、今ちょっとこれは外れますが、国保会計が大変厳しい中で、例えばバブルの時期ですか、固定資産税なんかには激変緩和措置なんかというのがありましたね。そういう中でこの繰り入れ、国保会計へ繰り入れして値上げの幅を抑えればいいと思うんですが、どういうふうに考えているのか、その辺答弁をいただきます。

もう1点、それから22ページ、図書館の整理業務委託料、これについて具体的な内容、それから今回業務委託料となっておりますが、今まではどういうふうにしていたのか、そして、またこれは職員で対応できないのか。それとともに蔵書数と利用者。

それからちょっと外れますが、ここで図書館へ700万円補正を組んであるわけですが、当初予算は800万円ですね。ここへ来ての補正700万円、使い切れるのかどうか、その辺お尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、補正予算の15ページでございます。庁舎整備基金の積立金ということで、5億円の根拠ということでございますけれども、特別5億円にしたという根拠はないわけございまして、これは財政状況を見ながらということで、今回5億円ということで計上させていただきました。

今までにどのくらいかといいますと、これは20年から年度末に毎回補正でやっております、20年度で3億円、それから21年度でやはり3億円、それから今回、今22年度になりますけれども5億円を予定いたしております。原資としましては、今回を合わせますと11億円、これに利息がつきますけれども、こういった状況でございます。

それと今後の事業費との関連でどう考えるのかということでございますけれども、今後の予定というようなことで申し上げさせていただきますと、先般、行政改革推進課のほうから公共施設等の見直し方針案を皆様方にご説明申し上げたわけですが、この中で、当面施設の有効活用を図りながら、新庁舎については平成30年以降を新たな目標としたところでございます、したがって、今後はこの目標に沿ってスケジュールを組みながら検討していくと、今の時点では、まだ事業費云々というのは未定でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 庁舎の整備基金の関連で国保会計へ繰り入れてはどうかというようなご質問でございました。ただ庁舎の整備基金への積み立てにつきましては、今、総務課長も申しあげましたとおり、計画的に考えていかなければいけないところがございます。では、それは庁舎を建設するときどのぐらい必要なんだというのは、当然相当大きなお金が必要になるわけございまして、それを今から積み立てているというのが現状でございます。

確か前期の基本計画を作ったときの話ではあったんですけども、当然後期に庁舎建設が見込まれるということもございました。そういったところを踏まえて、今回は30年以降という形にはなっておるんですけども、その時点でも、計画的には5億円程度を積み上げていきましょうというようなお話があったところでございました。そこで5億円というのがひとつの目安にはなっているところでございます。

実際、国保会計が非常に厳しいのは十分承知しておりまして、繰り入れも非常に大事ではございます。ただ、その一方で庁舎整備基金がなくてもいいのかということもあります。その部分も大事でございますので、何がよくて何がいけないのかというその二者択一ということではなくて、両方とも大事なので予算計上をしているということでご理解いただければなと思っております。

○議長（林 一哉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、私のほうは22ページの委託料ということで図書館整理業務委託料につきましてご答弁申し上げます。

この事業につきましては、ご案内のとおり地域活性化交付金の事業のうち住民生活に光をそそぐ交付金事業を活用いたしまして行うものでございます。

補正予算書の20ページを開いていただくと、教育費の1項2目18節に備品購入費がございます。学校図書購入事業で2,200万円を計上させていただいておりますけれども、今回、この購入に併せまして小・中学校20校の学校図書の整理を行うため実施するというところでございます。

内容につきましては、市内小・中学校20校の蔵書数、約15万2,000冊ございますけれども、これと新規に購入いたします、今説明いたしました2,200万円、およそ1万冊から1万5,000冊になるかと思っておりますけれども、この図書と併せまして整理をいたしまして、将来を担う子どもたちによりよい本を提供いたしまして、考える力を養い、学習能力の向上を図れるよう学校図書室の環境整備を図ろうというものでございます。

具体的な業務の内容でございます。これにつきましては、まず、廃棄基準に基づきます除

籍作業という作業を行います。これは、発行後かなりの年数を経過した本だとか、あるいは破損、汚損のかなり進んだ本、これらを除籍する作業でございます。それと原簿との照合、これは各学校に図書台帳というのがございます。新しく購入いたしますので、また除籍いたしますので、その修正と点検を行う作業でございます。

それと、3つ目は背ラベルと申しますか、本の後ろにラベルがついているかと思うんですけども、これは図書を分類、整理するための装備作業になります。それと配架整備、これは本棚の図書の並び替え作業になりますけれども、これらの整備を行うというものが主な業務の内容でございます。

次に、職員でできないかということでございますけれども、やはり現在図書館約11万5,000冊の蔵書がございますけれども、司書が現在2名おりまして対応しておりますけれども、非常に忙しい中で、併せてこの学校図書を整備しようということ、やはり平常の業務の中では非常に難しいのかなということでお答えをしたいと思います。

例えばどういうことかといいますと、やはり貸し出しとか返却、これだけではございません。いろいろなクエストを受け付けたり、あるいはハンドブックを作ったり、広報活動をしたり、あるいは小さいお子さんに読み聞かせを行ったりとか、そういった活動、業務をしておりますので、こういういった仕事との併用は非常に難しいのかなと、そういうことで考えております。

次に、蔵書数と利用者数ということですが、市の図書館につきましては、蔵書につきましては、正確に言いますと平成21年度末ですけれども、11万4,959冊が正式な数字になります。貸し出しの人数ですけれども、21年度末で年間3万3,804人ということになります。貸し出しの冊数につきましては11万1,258冊というのが、その内容でございます。

それと、最後に補正予算のほう、本の購入ということで700万円組ませていただいておりますけれども、ご案内のとおり今回の地域活性化交付金につきましては、3月補正ということでそのまま次年度に繰り越して、23年度の予算と併用という形で執行させていただくこととなります。したがって、この本の購入につきましては、通常ですと22年度ですと800万円程度購入予算を組ませていただいたわけですが、23年度につきましては、この繰り越し分がございますので、一応200万円ということで計上させていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、15ページの庁舎の整備基金について再質問しますが、ただいまの国保会計への繰り入れにつきましては、庁舎建設しか話がないわけでごさいます、やはりこういう経済の厳しい状態の中で、まして一気に値を上げる、それでなくても今市民の間からは、合併して何もよくなったことがない、税金は上がる、水道は上がる、ましてここに来て国保税が何%上がるんですか。やはり市政というのは全般をとらえてやるのが市政ではないかと思う。これでは、ただ庁舎を建てる、そのためにあとはどうなってもいい、そういう考えじゃないんですかね。

その辺でこの基金、やはりこのままではほかへ使えないわけです。ですから、こういう時世だからこそ、国保厳しい中で国保のほうへ使えるような金にするのが本当だと思うんですが、その辺、市長はどういうふう考えているのか。

それから、22ページの、先ほどの答弁では担当の職員が少ないから、その整理ができなかったと、この際だからやるということでごさいます、担当が少ないなら少ないで職員を増やしてもらえばいいじゃないですか。それともその都度その都度臨時でも何でも頼んでやる。そうでないと今度、利用者が不便になっちゃうと思うんですよ。その辺お尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 国保会計が厳しい中で庁舎の基金を繰り入れすればという話ですけれども、庁舎と国保の問題については先ほど財政課長から話がありました。もう一つ考えてもらいたいということは、国保会計の加入者というのが旭市では42%くらいいるわけでありまして、ほかの団体の保険に加入している人が50何%いるわけでありまして、その方々も一般会計といいましようか、市税を払ってくれているわけでありまして、そこのバランス的な感覚の中で、42%の部分の方々に5億円繰り入れをすると、今こういう厳しい国保会計の中でやらなければならないというような部分で、その辺も何回も何回も、どれだけがそうしたらバランスがいいのかなというような部分で検討した結果、そういうことで落ち着いたものでありますので、ひとつそこのところをご理解いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） 22ページの図書館整理業務の委託料ということでごさいますけれども、お尋ねの件でごさいます。職員でできないのかということでごさいますけれども、やはり学校図書、これは15万2,000冊と非常に膨大な数なわけです。今回、この活性化交付金を機に、20校全体の、少し分類もはっきりさせようということでごさいます。

15万2,000冊すべてがこの業者委託ということではございません。なるべく図書館司書もおりますし、また先ほど説明いたしました読み聞かせボランティアとか、そういった方にもご協力いただいて、この作業は進めていく予定になっております。ですので、やはりこういった作業のコスト的な面でも、臨時職員というようなお話もありましたけれども、できるだけ今いる体制の中でやっていきたいなと思います。

それで1つだけ、先ほど説明が漏れてしまったんですけども、どうしても専門家の司書だけではできない作業があります。というのは、図書のデータというのは一括管理されているようなところがありまして、図書マークという言葉でいうんですけども、このデータベースから図書そのもののデータを引っ張ってくるような作業があります。これは今いる司書ではできない部分でございますので、そういったことは専門家に任せながら、ぜひこの15万2,000冊を目指してやっていきたいというのが私のほうの考え方ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、これはちょっとそれてしまいますので、これは質問ではございませんで、私が言わせてもらいますが、結局国保は、従来は自営業者、それから農業者が主体であったわけですね。それが今では、結局その辺の人が減ってきて、早く言えば国保を多く納める人が減って、逆に非正規社員ですか、その辺が増えた。それから、皆さん方も同じですが、今収入のあるときは国保に、はっきり言えば公務員は入れないですね。収入がなくなって、今度病気がちになってから入る。極端に言えば、今国保というのはごみ捨て場なんですね。そういう現状。それから市税を見て、これは市長分かるでしょう。市税は年々減っているわけですよ。23年の予算でも減っているでしょう。結局それだけ市民の生活が厳しくなっている。ですからそんな中で国保を何年か改正していない中で、国保税も、ですからそういう所得に関連して減っているわけですね。

ですから、そういうことを踏まえた中で、政治というのはやはり弱者のためにあるんですよ。ですからそういう意味でも、市長の決断でこれはできるわけですから。市長というのは大統領より権限があるんですよ。総理大臣は予算が通らなくてはできないけれども、市長はここを出せば、議員がみんな反対する人はいないと思うんですよ。そういう中で、この辺は十分考えてもらいたいと思うんですが、どうですか。

それからもう1点、先ほどの図書の件ですが、司書ができないと。今までもこの質問でも委託料とか何とかで、職員が何もできないというのが現状じゃないんですか。一般市民から

見たら、高給をもらって、それでいろいろな書類を出して、市の職員が作っていると思うんですよ。そういう中で、できないでは済まないと思うんですよ。やはり職員が全部やる。それだけのまた能力のある職員を採用する。これが本当だと思います。何でそれできないのか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 国保の会計の問題ですけれども、市内でも十分に総体的なバランスを考えてやったことでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（林 一哉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） また同じ回答になってしまうかも知れませんが、先ほども申しましたように、どうしてもできない部分があります。これは図書データベースです。書誌データといいますけれども、こういった図書マークからの分類の記号だとか図書のデータとか、これを引っ張ってくる作業がございます。これはやはり専門業者でないとできない部分でございます。先ほど冒頭に説明いたしました、例えば台帳の整理だとか、あるいは書架の整理だとか、これは十分司書でもできますので、先ほど言いましたように全部が委託ではございません。できるだけ司書あるいはボランティアの方にご協力いただいて、この作業については進めていきたいと思ひますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 9分

再開 午後 2時20分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第11号、10ページ、委託料、これは電算業務委託料ですが、これは入力のための委託なのかお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） この電算業務委託料につきましては、地方税法改正に伴います国民健康保険システムの改修の委託料として補正するものであります。

ただこの特別会計から予算を計上してあります。この予算から支出の条件で国の特別調整交付金も補助金の交付があるということで、ここで支出したところでございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ただこういうふうに電算業務委託料といいますと、我々一般には入力と見てしまうわけですよ。ソフトの更新ということでしょう。それなら、やはりソフト更新委託料、誰が見ても分かるように明記いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 説明欄の内容につきましては、そういった意見もいただいたということで検討させていただきます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

○12番(滑川公英) 1ページなんですけれども、第3条の借入金について詳しく説明いただきたいと思います。

それから、2ページの第4条の借入金についても、もうちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長(林 一哉) 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舍支配人。

○国民宿舍支配人(増田富雄) それでは、滑川議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、1ページの第3条の借入金についてでございますが、予算第3条の収益的収支において、当初予算では黒字を見込んでおりましたが、長引く景気の低迷等によりまして、予定しておりました営業収益の確保が難しいため、一般会計より営業運転資金に充てるために借り入れする長期借入金でございます。

続きまして、2ページの第4条の借入金でございますが、当初予算において黒字で予算編成しました第3条予算で発生する補てん財源をもちまして、平成20年度に借り入れしました一般会計からの長期借入金の償還を予定しておりましたが、補てん財源を生み出すことが難しくなったために償還財源として他会計借入金を借り入れするものであります。

なお、企業会計ルール上、償還につきましては4条予算に計上すべきものとされておるところでございます。

以上でございます。

○議長(林 一哉) 滑川公英議員。

○12番(滑川公英) ということは、実際には22年度の決算は21年度よりもだいぶ改善していると言われてはいますが、キャッシュフローがほとんどないと、経営的には行き詰ま

っているというようにとらえてよろしいですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） それではお答えいたします。

21年度の決算額といたしましては赤字額5,700万円ほどでございましたが、今の22年度の決算見込みにしてみますと、約3,800万円ほどの赤字が見込まれるところでございます。その中で現金支出の伴わない減価償却費等が2,700万円ほどございますので、実際の現金収支で見ますと1,100万円ほどの、前年度から比べますと、引き継いだキャッシュフローから見ますと1,100万円ほどの減になるということでございます。

あと23年度の経営を考えてみまして、やはりある程度の現金を持っていないと経営が難しいために1,000万円を借り入れするというところでございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第16号の質疑を終わります。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第18号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第19号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第20号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第21号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第22号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第23号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第24号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第25号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第26号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第27号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第28号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第29号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第30号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第31号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

○12番(滑川公英) 議案第31号、使用料及び手数料についての中で、売店の手数料が4,200円から8,000円に上がります。それで、今までの売店の面積と使用料、それとこれからの売店の面積と、これからの使用料をお示し願えればありがたいです。

それと、今回ほとんどの手数料が上がるんですが、全体として旭市民の中央病院に対する医療費の負担額というのは総体的に350何億円の中でどのくらいになって、どのくらいのパーセントなのかお示し願いたいと思います。

○議長(林 一哉) 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長(鈴木清武) それでは、最初に売店の面積からご回答申し上げます。

現在の売店なんですが、こちら第1売店、第2売店と2つの売店がございます。第1売店というのは2号館のところにあります一番大きなところなんですが、これが133.45平米です。それから第2売店というのが職員食堂わきにあります。これが100.29平米、合計しますと233.74平米ございます。それから1か月当たりの家賃ですが、こちらが103万1,100円になります。

今回の新棟における売店なんですが、売り場の面積が153.00平米、こちらは旧の売店の第1、第2合わせた面積と比較しますと80.74平米ほど減になりますが、ただ全体での売り上げのほとんどを占める第1売店、こちらの面積で見ますと、新棟における売店は19.55平米

多くなります。

それで、今回の第1売店の新棟での家賃ですが、こちらが122万4,000円というような形になります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 医業収益に占める旭市民の負担割合はということでございますけれども、正確に今持っておるわけではございませんが、今まで旭市民の利用の割合というのは、おおむね3割弱と。外来と入院と若干の差がありますけれども、おおむね3割が旭市民の利用ということになってございます。

そういう意味で、入院収入と外来収入、入院収益23年度予算では165億円という見込みになっております。外来収益のほうは137億円ということで、合わせまして303億円ということに予算上見込んでおりまして、仮に旭市民の割合、大まかに30%といたしますと、それを試算すれば約90億円になると、計算上はこういう形になると思います。ただ保険等がありますので、本人の負担については1割から3割ということになっておりますので、その点をご容赦いただければと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第31号の質疑を終わります。

議案第32号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第33号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第34号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 議案第34号について質疑を申し上げたいと思います。

今回提案されている議案については、株式会社環境シンフォニックより一般廃棄物処理業の許可を取り消したことにおける損害の賠償請求が和解されたことに対し、和解金を支払うための議案上程であるわけです。当然市は合併前のことであっても、行政の継続からしまして和解金の支払い義務は当然発生すると思います。

しかし、許可を出す際、詳細な調査もしないで発生したミス、いわゆる瑕疵ある許可だったと思います。過日の提案理由の中でも、瑕疵と確か言われたと思います。当然市が市民の税金で支払うわけでございます。ただ、この議案として提案された際、和解後における求償権についてはどう考えられているのか、その点市長にお聞きしたいわけでございます。

当然この議案については、それらが賛否の大きな要素になるものと私は考えておるわけでございます。

それと、補正にも弁護士費用516万幾らと入っているわけですがけれども、これが総額ではないと思います。着手金等を含めまして弁護士に幾ら払うものなのか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） それではお答え申し上げます。

和解の議案ということできょうお出しをしまして、実際にこの議決をいただきましたら、次の裁判の期日の中で和解調書というものが作られまして、それに基づいて、ですからこの議決をいただかないと和解の調書まではいかないということなんですが、和解の調書が出て、初めて今度は支払いという形になるかと思えます。

そこで、いわゆる求償権ということのご質問でございます。求償権はご存じのとおり国家賠償法の中にうたわれているわけございまして、国家賠償法の第1条第2項によりますと「公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は地方公共団体はその公務員に対して求償権を有する」ということで規定されております。

そこで、今回の議案上程に際しましては、当然先ほど議員ご指摘のとおり、求償権の扱いについて顧問弁護士さんを交えまして十分協議をしたところでございます。本案件につきましては、国家賠償法のいうところの「故意又は重大な過失」、ここの重大な過失という規定があるんですけれども、これがあったということには当たらないという見解がございまして、これらの判断から、市が求償権を有するものではないという結論に至っております。

それから弁護士費用の関係でございますけれども、今回、補正予算のほうで弁護士費用、

今回は成功報酬分でございますけれども、成功報酬分として574万3,000円でございますけれども、このほかに、これはもう既に着手したときの着手金ということで275万1,000円ほど、もう既に支払いはしてございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 市長にお聞きしたわかったわけでございますけれども、市長、これ求償権を放棄するというので、そういう理解をしてよろしいんですか。

例えば公金を支出するわけございまして、その他いろいろなほかの自治体で裁判やっているんですね。判例がございまして、しかしこれはほとんどの自治体で敗訴しているんですよ、住民訴訟を受けた際に。当然これ放棄して、ここで放棄するという事は議会にも影響することだと思いませんか。議会が放棄するという理解もしなければならぬと思いませんか。しかし、そういったものを裁判において、県下でもやっているらしいんですけども、県のほうはまだ判例は出ていないようなんですけれども鋸南町のほうでやっているんですね。あるいは東京都檜原村、村長が支払う意思があることを明らかにしたと、当然そういう判例が出ていますので、それはこの事例とは別ですけども、やはり公金の支出をする際に、求償権というのは最大の賛否の要素になると思いませんか。我々もこれを、もし何のあれもやらないでやるということになりますと、放棄ということにとられるわけです。その辺をやはり放棄するかしないかというのは、やはり首長だけでないんですよ、議会にも関係する、行政がすべて関与することになるわけですので、その辺をしっかりと市長の答弁をいただきたいと思えます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、日下議員から求償権を放棄するという言葉でありましたけれども、一応法令上といいたいまいしょうか、法律の中では求償権を有しないというようなことで認識をしているところでありまして、私も今まで課長の説明がありましたように、今回の事案につきましては求償権を求めるだけの事故があったというふうには認識しておりませんので、求償権は有しないというようなことでいきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 提案理由に瑕疵ある許可だったということを言っているわけですね。そういうことを言っておいて提案してあるんですよ。瑕疵ある許可だったと。それを求償権

を有しないということではないですよ。求償権は有しないではなくて、発生する可能性があるということなんですよ。発生するので、それを行使する必要があると。それは市民から、この前、私は最終責任はと一般質問でやった経緯がありますけれども、それが最終責任なんですね。当然これは議会も市民から監査請求なり住民訴訟を受けた場合には、すべて受けるんですよ、我々も。放棄と同様の扱いになることになるんですよ。だから賛否のものがある以上しっかり考えてほしいと、どう考えているかというか、有しないではないですよ、有することがあるわけですよ。その辺をしっかりお答え願いたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、もう少し答弁をさせていただきたいと思います。

重大な過失というところの部分が、まさに求償権を有するかどうかというところで、もう一度戻りますけれども、国家賠償法の第1条の第1項の中で、公共団体の公権力の行使に当たる公務員がその職務を行うについて、第1条に故意又は過失によって他人に損害を与えたときということになる。それを受けました第2項、前項の場合において公務員の故意又は、今度は過失ではなくて重過失、重大な過失があった場合には求償権を有するんだと。ですから、ただ普通の過失ではなくて重大な過失があったときに、初めて求償権を与えるという規定になっております。

これらはいろいろな判例のところから引用させていただきますと、重大な過失とは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解する」というようなことがございます。

本案件についてですけれども、これはもっぱら法令の解釈により、先ほど議員からございましたように、法令の解釈、錯誤に伴う瑕疵ということでございまして、手続き上は旧干潟町におきまして、粛々と行政の権力行為ということでございましょうか、許可をしたということでございます。

これらのことから、この判例等を見た場合に本許可、錯誤があったにしても重大な過失というところには当たらないのではないかということで、これは弁護士さんのほうからもご指導いただいて、そういう結論に至ったというところでございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑を終わります。

続いて、向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 議案第34号についてお尋ねします。

株式会社環境シンフォニックから干潟町におきまして、平成16年12月27日に廃棄物処理場に関する申請が出されまして、17年1月14日に許可していますが、この許可するまでに当たっての経緯、どういう調査をして許可したのか。それと、17年6月29日に許可を取り消した、この取り消した理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それではお答え申し上げます。

申請者であります株式会社環境シンフォニックは、先ほど議員おっしゃいましたように、平成16年12月27日に旧干潟町に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定に基づき、一般廃棄物の処分業の許可を申請いたしました。旧干潟町では、これを受け付け、平成17年1月14日付で許可し、許可証を交付いたしました。

しかし、その後計画していた一般廃棄物処理施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条及び同法施行令第5条の規定により、千葉県施設の設置許可を要すること、また廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の4第1号イ（2）に規定する一般廃棄物の許可基準、これは一般廃棄物の処分に適する処理施設を有することを満たしていないことが判明し、旧干潟町は平成17年6月29日付で当該許可の取り消しを行いました。

以上のとおり、この一般廃棄物処分業の許可申請は本来、事前に千葉県の施設の設置許可が必要な案件であったこと、また許可時に処理施設を有していなければならないという法令上の要件を満たさぬまま、旧干潟町は許可を出してしまったということでございます。

以上が申請受け付けから許可取り消しまでの経緯となっております。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 質問項目について答弁できますか。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） 私のほうでそこまで承知しておりませんので、すみませんですけれども。

○議長（林 一哉） しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時 4分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き向後悦世議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

先ほどのいわゆる申請から許可日までの間にどういう動きがあったのかというお尋ねでございますけれども、旧干潟町から引き継ぎました書類を今チェックしてまいりました結果、16年12月27日に申請書の受け付けをし、17年1月14日に許可の起案をし、決裁を受けておりますけれども、その間のいろいろな調査だとか、あるいは申請書のチェックだとか、書類上はやっていたのかもしれませんが、どこどこへ行って調査したとか、そういったものに関する書類はございませんで、その辺の確認はできません。申請から許可日までの間は、そのまま書類だけチェックをして起案をし許可をしていると、そういったことのようになっております。

以上でございます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） 取り消した理由につきましては、先ほども申し上げましたとおり、いわゆる一般廃棄物の処分をする場合には、その施設がなければならないと。施設がないものに許可を出してはいけないということが1点。その施設がいわゆる今回は焼却炉であったため、いわゆる知事の許可の基準に至っているものであったと。知事の許可がなければ設置できない施設であった。その前段では、施設がなければ町は許可を出してはいけなかったものであるということで、後で分かって許可を取り消したということだと承知しております。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） そうすると、書類審査だけで許可してしまって、やはりこれだけのいろいろな影響がないか確認する必要があるような廃棄物処理場なわけでありますので、どうも何かやるべきことを怠っていたのかのように思いますが、その点について、旭市で引き継いだので、どのような取り組みをしてきたのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） 旧干潟町が合併直前の6月に許可の取り消しをしたものでございまして、その後、聞き及ぶところによりますと施設の設置の、本来申請時点でなければならぬいんですけれども、許可後に施設の設置の手続きに入ったとかということがあったようでございますけれども、それは撤去をするような指導をし、撤去してもらったといったことは引き続きやっておったように聞いております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） そうすると、許可できないものを許可してしまったということなんですよね。だから県の許可が必要な部分が後で分かったと。

これはちょっと無責任ではないかなと感じているし、また、自分も市民から聞こえてくる声も、何かちょっと申請が出されて正月早々に許可して、どうもちゃんとした審査がなされていないんじゃないかなというような感じで受け止めている市民もいるもので、やはりそういう部分では審査するべきは現地確認とか、これはもうこういう廃棄物処理場なんかの場合には特に念入りに、もう現地調査ばかりではなくて周辺住民のいろいろな意見や何かも聞いたりして取り組んでいくことが、恐らく必要だと思うんですよ、何メートルの範囲までの同意が必要だとか。やはりそういうことも十分に調査したり何かしながら取り組むべき施設じゃなかったのかなと思うので、今後に向けても、またこの問題についてもどうも自分もちょっと作業を怠ったのかなみたいな感じがありますし、やはり市長なり副市長なり手足となる職員によく指示、指導して今後でも取り組んでもらいたいと思います。

私のお尋ねは以上でございます。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第34号についてお尋ねをいたします。

まず、この損害賠償事件、市長は熟知した中でどのように思い、また理解しているのか、1点目。

それから、これは私は出てきたから和解が成立したかなと思っていたら、先ほどではまだこの議会が通らなければ和解に至らないと、そういうことであつたわけでございます。そういう中で、市長は当初からもう求償権は使わないということでございまして、和解となれば、その調書につきましては、先ほど課長が言いましたように、重大な過失でなければ求償権は使えないと言いましたね。そんな中でこの和解調書は都合のいいようにできるわけなんです

よ。

例えば若干の瑕疵は若干の責任において賠償責任を払いますよと、そして2,750万円が決まっている中では、もう和解調書は、相手はどうでもいいんです中身は、2,750万円払ってもらえれば。そういう調書ができるわけですね。そんな中で求償権絡みの問題は、私は私情を挟まない中で、これは裁判所の判決にゆだねるべきだと思います。

それから、そういう中で市長は和解と判決ではどういうふうに違うというのか、その違いの認識はどういうふうに持っているのか、まずお尋ねをします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 旧干潟町時代の問題でありまして、合併してから間もなく私どもも産業委員会でありましたか、現場を見せていただきました。焼却炉の問題ということで許可をしたのかどうかという部分は、私どもは分かりませんでしたけれども、現実17年以降に行ったときには、焼却炉の準備段階に入っていた時点でありまして、そういった中で取り消しがなされた、県の許可でなければということで、そういうようなことはよく説明を受けましたので、この事実関係はある程度分かっているつもりであります。

それと和解と判決の違いということでもありますけれども、和解と判決、これまでに18回の公判をしたわけであります。双方の言い分、議論、恐らくすべてのことは言い尽くされていると思います。恐らく判決と同じくらいの重みがある和解提案だと、裁判所にしてみればそういったような気持ちの中を出してきたものと思っております、それはもう2回目の和解勧告と言いましょうか、和解提案と言いましょうか、そういった部分でありますので、もう合併前6年も前の話、旭市になってからも2年間、一生懸命担当の課が裁判に出て苦労してやってきたわけありますので、この辺でやはり解決してもらわなければならないと、そんなような思いで私はそういう決断をしたところありますので、よろしくお願ひします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市長、和解と判決はと言いますけれども、和解も判決も効力は全く同じなんですよ。ちょっとその辺認識、違いありませんか。

それと何年やろうと、何しようも、和解調書というのは市長ご存じでしょう。もうこの2,750万円が決まっていれば、相手は和解調書の内容はどうでもいいんですよ。市が結局、求償権を求められないように和解の内容ができるわけなんですよ。そうでしょう。

これは当然、課長、そうすればこの和解の内容こっちに来ているでしょう。そうすれば、

その中ではあまり市は重大な過失がないように恐らく書いてあると思います。もう2,750万円ほぼ決まっているんですから、それなら、もう裁判所の判決にゆだねる、それで裁判所がどういうふうな、何が原因でこの2,750万円を市が払わなければならない、その意味がきちり出ますから、そのためにもやはり私は判決を求めるべきだ。そうでないと、このままやっていったら、我々もみんな責任を負わなくてはならないわけですよ。

それと同時に、なぜ和解の前に議会に出すんですか。和解判決が出てから、この支払いを議会に出してもいいわけです。三権分立の中では、そうしたらこの2,750万円出されますね。議会で否決したって、これは判決ですから、それが優先ですから。今度は市長は議会を開かなくたって、今はやりの方法があるでしょう。それでできるわけです。

ですから、市長もこの責任を負わない、それから我々議会も負わないようにきちっと、それは多少は金額が違うかもしれませんが、まだ求償権を使う場合にも、和解でやっただけで本当は安くなったんじゃないですかと、勝手に和解しちゃうからと出るわけです。判決ならみんな納得するでしょう、そういうことでどう思っていますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 和解と判決どう違うんだと、結果は同じだろうと。これは結果はまだ分かりません、判決をいただいたわけではありませんので。今、和解の話だけをしておりますので。

和解が決まってから議会に出すというお話、これはもう全く逆で、地方自治法の96条に、和解する場合には議決を得てやれということが書いてあるから我々を出しているわけです。判決の場合には議決要りません。我々は和解するために議会で議決を地方自治法に基づいていただいていると。これは議案の表に地方自治法の第96条第1項と書いてございますね。これは和解する場合には議決をいただきなさいということで、和解してから議決をいただくというのは、これはちょっと違うと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから和解の内容の中で、和解でもって求償しなくてもいいよとか、そういう内容があるんじゃないかと、そういうことではございませんで、裁判所のほうでは、単に審理状況から見て、当事者に対して被告が原告に和解金2,750万円支払うとの内容による和解を勧告する、これだけですね。ですから、そんな求償云々という話はここでは触れられていないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 和解でも判決でも、最終的には何が原因でということになるわけですよ。しかし、判決であれば裁判所がきちっとした判断を下す。しかし和解になれば、そこで文言の訂正はできるわけです。これはそうなんですよ、お互いにもう相手は2,750万円もらえば、後は多少文言は関係ないわけですよ。

そういう意味でも、この件については、私は判決を求めるような裁判、それでやっていくのが当然だと思います。そうでないと、今度は和解と調書はこうだから、重大な過失、過失もなくなっちゃうわけですよ。ですから、それはせつかく始まった裁判ですから、多少年月がかかったっていいでしょうよ、これ、きちっとやっていく。自分らの責任を私らに負わせられても困ります。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 答弁というか、意見があったようでございますけれども、一応経過的なものでもう一回触れさせていただきます。

これは補足説明の中でも申し上げましたように、旧干潟町の時代にあった事案を新市が引き継いで、それで合併してからもう6年近くになろうとしている中で、裁判が提起されてから18回の口頭弁論、期日を経た中で、これは前回は申し上げましたけれども、2億円ですとか1億円ですという請求が来た中で全部それをけりまして、最終的に8,000万円の訴訟が起こされた中で、いろいろとそういうのは納得できないということでやってきた中で、やっとここまで来て、3,500万円というふうに1回和解が出ました。それでも我々は不服だということで期日の続行を求めました。この中で当然判決が出るのかなという期待も我々がありました。でもそういう中で、1回目の和解案が3,000万円出てから、さらに7回、細かいことを申し上げますれば、その3,500万円まで出るときの期日、裁判というのは裁判官1人でやっていたんですけれども、我々がけてから、あとの7回は合議制というか、裁判官が3人つきました。

こういった中でやってきて、どんどん金額を減らしていった中で、2回目に出たというのは、やはりこれは重いなということで、ここでもう収束されるべき、6年前に起こったことはもうこれで金額的にも仕方がないのかなという、弁護士さんに聞いてもこれ以上はというお話もございましたので、この辺で収束させたいということで、協議をして今回に至ったということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) 高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) そうは言いましても、刑事というのは必ず判決が出ます。しかし民事というのはほとんど和解です。それは、弁護士は負けるのは分かっているけども商売ですから受ける。そんな中で、今度はよく弁護士が言うんですよ。民事を頼まれたら、いかに自分の依頼人を納得させるか、日にちをかけて納得させるか。これが民事では弁護士の腕だということですね。

そういう中でまた弁護士でも裁判官でも検事でも、やめたらみんな弁護士になるわけです。同じ穴のむじななんですよ。みんな相互互助精神みたいな思いで、それで判決の前に双方の弁護士、そして被告、原告集めて、裁判官が私が判決を下すんですよと、それで納得しなかったらどうなるかと言われれば、だいたいそれで納得しちゃうというのが、この民事裁判なんですよ。

ですから、そんな中で課長、和解であれば、和解の際の調書にはこっちの言い分を幾らでも書いてくれるんですよ。相手はもう金額が決まっているんですよから、何を書こうがね、それなら判決ならきちっと理由が出るわけですよ。しかし、これでは本当の理由が出ないわけですよ。

以上です。

○議長(林 一哉) 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第34号の質疑を終わります。

議案第35号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第36号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第35号、議案第36号直接審議（先議）

○議長（林 一哉） おはかりいたします。議案第35号及び議案第36号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号及び議案第36号は、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第35号及び議案第36号は、討論を省略して採決いたします。

議案第35号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第35号は同意することに決しました。

議案第36号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第36号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（林 一哉） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第10号中の所管事項、議案第17号、議案第20号、議案第21号、議案第29号、議案第32号、議案第33号、議案第34号の9議案であり

ます。

文教福祉常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第8号、議案第10号中の所管事項、議案第11号、議案第12号、議案第15号、議案第18号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第31号の18議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第9号、議案第10号中の所管事項、議案第13号、議案第14号、議案第16号、議案第19号、議案第30号の11議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、14日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は7日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時28分